

2022年 輸出統計品目表新旧対照表

新(2022年)				旧(2021年)			
目次				目次			
輸出統計品目表の解釈に関する通則				輸出統計品目表の解釈に関する通則			
第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品				第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品			
第1類 [略]				第1類 [同左]			
第2類 [略]				第2類 [同左]			
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の <u>水棲無脊椎動物</u>				第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の <u>水棲無脊椎動物</u>			
第4類 [略]				第4類 [同左]			
第5類 [略]				第5類 [同左]			
第2部 [略]				第2部 [同左]			
第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう				第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう			
第15類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう				第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう			
第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない。)並びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)				第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品			
第16類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲無脊椎動物又は昆虫類</u> の調製品				第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲無脊椎動物</u> の調製品			
第17類～第23類 [略]				第17類～第23類 [同左]			
第24類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない。)並びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)				第24類 たばこ及び製造たばこ代用品			
第5部～第19部 [略]				第5部～第19部 [同左]			
第20部 雑品				第20部 雑品			
第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物				第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			
第95類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品				第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品			
第96類 [略]				第96類 [同左]			
第21部 [略]				第21部 [同左]			
[削除]				第22部 特殊取扱品			
[略]				[同左]			
統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位
			I II				I II
第2類 肉及び食用のくず肉				第2類 肉及び食用のくず肉			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) [略]				(a) [同左]			
(b) <u>食用の生きていない昆虫類(第04.10項参照)</u>				[新規]			
(c) [略]				(b) [同左]			
(d) [略]				(c) [同左]			
備考				備考			
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物					第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)及び(b) [略]					(a)及び(b) [同左]				
(c) 生きていない魚(肝臓、卵及びしらこを含む。)並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの(第5類参照)並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの(第23.01項参照)					(c) 生きていない魚(肝臓、卵及びしらこを含む。)並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの(第5類参照)並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの(第23.01項参照)				
(d) [略]					(d) [同左]				
2 [略]					2 [同左]				
3 第03.05項から第03.08項までには、粉、ミール及びペレットで、食用に適するものを含まない(第03.09項参照)。					[新規]				
備考					備考				
1 第03.06項から第03.09項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。					1 第03.06項から第03.08項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。				
03.01		魚(生きているものに限る。)			03.01		魚(生きているものに限る。)		
		[略]					[同左]		
0301.11		[略]			0301.11		[同左]		
0301.19		[略]			0301.19		[同左]		
		ーその他の魚(生きているものに限る。)					ーその他の魚(生きているものに限る。)		
0301.91		[略]			0301.91		[同左]		
0301.95		ーその他のもの			0301.95		ーその他のもの		
0301.99		―――たい(たい科のもの)			0301.99		―――たい(たい科のもの)		
	100	1		KG		100	1		KG
	200	3		KG			[新規]		
	900	3		KG		900	3		KG
		―――その他のもの					―――その他のもの		
03.02		魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに 限るものとし、第03.04項の魚の フィレその他の魚肉を除く。)			03.02		魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに 限るものとし、第03.04項の魚の フィレその他の魚肉を除く。)		
		[略]					[同左]		
0302.11		[略]			0302.11		[同左]		
0302.29		ーまぐろ(トウヌス属のもの)及び かつお(カツオヌス・ペラミス) (第0302.91号から第0302.99号 までの食用の魚のくず肉を除く。)			0302.29		ーまぐろ(トウヌス属のもの)及び かつお(エウティヌス(カツオヌ ス)・ペラミス)(第0302.91号から 第0302.99号までの食用の魚 のくず肉を除く。)		
0302.31		[略]			0302.31		[同左]		
0302.32		[略]			0302.32		[同左]		
0302.33	000	0		KG	0302.33	000	0		KG
0302.34		ーかつお(カツオヌス・ペラミス)			0302.34		ーかつお		
		[略]					[同左]		
0302.99					0302.99				
03.03		魚(冷凍したものに限るものとし、 第03.04項の魚のフィレその他の 魚肉を除く。)			03.03		魚(冷凍したものに限るものとし、 第03.04項の魚のフィレその他の 魚肉を除く。)		
		[略]					[同左]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0303.11 ゝ 0303.39		[略]			0303.11 ゝ 0303.39		[同左]		
		－まぐろ(トウナス属のもの)及び かつお(カツオヌス・ペラミス) (第0303.91号から第0303.99号 までの食用の魚のくず肉を除く。)					－まぐろ(トウナス属のもの)及び かつお(エウティヌス(カツオヌ ス)・ペラミス)(第0303.91号か ら第0303.99号までの食用の魚 のくず肉を除く。)		
0303.41		[略]			0303.41		[同左]		
0303.42		[略]			0303.42		[同左]		
0303.43	000 2	－かつお(カツオヌス・ペラミス)		KG	0303.43	000 2	－かつお		KG
0303.44 ゝ 0303.69		[略]			0303.44 ゝ 0303.69		[同左]		
		－その他の魚(第0303.91号から第 0303.99号までの食用の魚のく ず肉を除く。)					－その他の魚(第0303.91号から第 0303.99号までの食用の魚のく ず肉を除く。)		
0303.81 ゝ 0303.84 0303.89		[略]			0303.81 ゝ 0303.84 0303.89		[同左]		
		－その他のもの					－その他のもの		
	300 4	－－たい(たい科のもの)		KG		300 4	－－たい(たい科のもの)		KG
	400 6	－－かつお(カツオヌス・ペラミ スを除く。)		KG		400 6	－－かつお(エウティヌス(カツ オヌス)・ペラミスを除く。)		KG
	500 1	－－さば(スコムベル・スコムブ ルス、スコムベル・アウス トララシクス及びスコムベ ル・ヤポニクスを除く。)		KG		500 1	－－さば(スコムベル・スコムブ ルス、スコムベル・アウス トララシクス及びスコムベ ル・ヤポニクスを除く。)		KG
	600 3	－－ぶり(セリオーラ属のもの)		KG		600 3	－－ぶり(セリオーラ属のもの)		KG
	900 2	－－その他のもの		KG		900 2	－－その他のもの		KG
		[略]					[同左]		
0303.91 ゝ 0303.99 03.04		[略]			0303.91 ゝ 0303.99 03.04		[同左]		
		魚のフィレその他の魚肉(生鮮の もの及び冷蔵し又は冷凍したも のに限るものとし、細かく切り刻んで あるかないかを問わない。)					魚のフィレその他の魚肉(生鮮の もの及び冷蔵し又は冷凍したも のに限るものとし、細かく切り刻んで あるかないかを問わない。)		
		[略]					[同左]		
0304.31 ゝ 0304.79		[略]			0304.31 ゝ 0304.79		[同左]		
		－その他の魚のフィレ(冷凍した ものに限る。)					－その他の魚のフィレ(冷凍した ものに限る。)		
0304.81 ゝ 0304.86		[略]			0304.81 ゝ 0304.86		[同左]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0304.87		――まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかつお(カツオヌス・ペラミス)			0304.87		――まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)		
	100 0	――まぐろ(トゥヌス属のもの)		KG		100 0	――まぐろ(トゥヌス属のもの)		KG
	200 2	――かつお(カツオヌス・ペラミス)		KG		200 2	――かつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)		KG
0304.88 }		[略]			0304.88 }		[同左]		
0304.99 03.05		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)及びくん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)			0304.99 03.05		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))		
		[削除]			0305.10	000 3	一魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)		KG
0305.20 }		[略]			0305.20 }		[同左]		
0305.79 03.06		甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)			0305.79 03.06		甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)		
		―冷凍したもの					―冷凍したもの		
0306.11 }		[略]			0306.11 }		[同左]		
0306.17 0306.19	000 6	――その他のもの		KG	0306.17 0306.19	000 6	――その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。)		KG
		―生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの					―生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
0306.31 }		[略]			0306.31 }		[同左]		
0306.36 0306.39	000 0	――その他のもの		KG	0306.36 0306.39	000 0	――その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。)		KG
		―その他のもの					―その他のもの		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0306.91 ゝ 0306.95 0306.99		[略] ――その他のもの			0306.91 ゝ 0306.95 0306.99		[同左] ――その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)		
03.07	010 6	――くん製したもの		KG	03.07	010 6	――くん製したもの		KG
	090 2	――その他のもの 軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)及びくん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)		KG		090 2	――その他のもの 軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)		KG
0307.11 ゝ 0307.19		[略] [略] ―スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物			0307.11 ゝ 0307.19		[同左] [同左] ―スキャロップ(ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)		
0307.21 0307.22		[略] ――冷凍したもの			0307.21 0307.22		[同左] ――冷凍したもの		KG
0307.29	100 3	――完全に殻を除いたもの		KG	0307.29		――その他のもの ――くん製したもの		KG
	900 5	――その他のもの		KG					
		――その他のもの				100 3			
	110 6	――貝柱		KG					
	190 2	――その他のもの		KG					
0307.31 ゝ 0307.88	900 5	――その他のもの		KG	0307.31 ゝ 0307.88	900 5	――その他のもの		KG
		[略]					[同左]		
		[略]					[同左]		
		―その他のもの					―その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)		
		―生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		KG		0307.91	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		KG
0307.91	000 2				0307.91	300 1	――スキャロップ(いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。)		KG
0307.92	000 1	――冷凍したもの		KG	0307.92	900 6	――その他のもの ――冷凍したもの ――スキャロップ(いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。)		KG

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0307.99		ーその他のもの ーーくん製したもの			0307.99	011 5 ーーーー完全に殻を除いたもの 019 6 ーーーーその他のもの 090 0 ーーーーその他のもの ーーその他のもの ーーーくん製したもの			KG KG KG
03.08	310 3 ーーーー貝柱 390 6 ーーーーその他のもの 900 5 ーーーその他のもの	水棲無脊椎動物(生きているもの、 生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、 乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けた ものに限るものとし、甲殻類及び 軟体動物を除く。)及びくん製した 水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動 物を除くものとし、くん製する前 に又はくん製する際に加熱による 調理をしてあるかないかを問わな い。) [略] [略]		KG KG KG	03.08	210 1 ーーーー貝柱 290 4 ーーーーその他のもの 900 5 ーーーその他のもの 水棲無脊椎動物(生きているもの、 生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、 乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けた ものに限るものとし、甲殻類及び 軟体動物を除く。)、くん製した水 棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動 物を除くものとし、くん製する前 に又はくん製する際に加熱による調 理をしてあるかないかを問わな い。)並びに水棲無脊椎動物の粉、 ミール及びペレット(甲殻類及び軟 体動物を除くものとし、食用に適 するものに限る。) [同左]			KG KG KG
0308.11 ゝ 0308.90		[略]			0308.11 ゝ 0308.90		[同左]		
03.09		魚並びに甲殻類、軟体動物及びそ の他の水棲無脊椎動物の粉、ミール 並びにペレット(食用に適するも のに限る。) 0309.10 000 2 ー魚のもの 0309.90 ーその他のもの 100 1 ーー甲殻類のもの 200 3 ーー軟体動物のもの 900 3 ーーその他のもの		KG KG KG KG KG KG			[新規]		
第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品					第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品				
注					注				
1 [略]					1 [同左]				
2 第04.03項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリ製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。					[新規]				
3 [略]					2 [同左]				
4 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次の全ての特性を有するものに限り、チーズとして第04.06項に属する。 (a)～(c) [略]					3 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次のすべての特性を有するものに限り、チーズとして第04.06項に属する。 (a)～(c) [同左]				
5 この類には、次の物品を含まない。 (a) 生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの(第05.11項参照)					4 この類には、次の物品を含まない。 [新規]				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(b) [略] (c) [略] (d) [略]					(a) [同左] (b) [同左] (c) [同左]				
6 第04.10項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類(全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方法により調製をし又は保存に適する処理をしたものを含まない(主として第4部に属する。))。					[新規]				
号注 [略]					号注 [同左]				
04.01 04.02 04.03		[略] [略] バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。)並びにヨーグルト			04.01 04.02 04.03		[同左] [同左] バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。)		
0403.20	000 0	ーヨーグルト		KG	0403.10	000 3	ーヨーグルト		KG
0403.90		[略]			0403.90		[同左]		
04.04 ゝ		[略]			04.04 ゝ		[同左]		
04.09 04.10		昆虫類その他の食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)			04.09 04.10				
0410.10	000 3	ー昆虫類		KG	0410.00	000 6	食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)		KG
0410.90	000 0	ーその他のもの		KG					
[略]					[同左]				
第7類 食用の野菜、根及び塊茎					第7類 食用の野菜、根及び塊茎				
注					注				
1 及び 2 [略]					1 及び 2 [同左]				
3 第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥した <u>全て</u> のものを含む。					3 第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥した <u>すべて</u> のものを含む。				
(a)～(d) [略]					(a)～(d) [同左]				
4 [略]					4 [同左]				
5 第07.11項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの)で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。					[新規]				
07.01 ゝ 07.03 07.04		[略] キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) ーカリフラワー及びブロッコリー			07.01 ゝ 07.03 07.04		[同左] キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) ーカリフラワー		
0704.10	000 3	[略]		KG	0704.10	000 3	[同左]		KG
0704.20		[略]			0704.20		[同左]		
0704.90					0704.90				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
07.05 ゝ		[略]			07.05 ゝ		[同左]		
07.08					07.08				
07.09		その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			07.09		その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
0709.20 ゝ		[略]			0709.20 ゝ		[同左]		
0709.40		一きのこ及びトリフ			0709.40		一きのこ及びトリフ		
0709.51		[略]			0709.51		[同左]		
0709.52	000 0	――きのこ(やまどりたけ属のもの)		KG			[新規]		
0709.53	000 6	――きのこ(あんずたけ属のもの)		KG			[新規]		
0709.54	000 5	――しいたけ(レンティヌス・エドデス)		KG			[新規]		
0709.55	000 4	――まつたけ(トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドウルキオレンス及びトリコロマ・カリガトウム)		KG			[新規]		
0709.56	000 3	――トリフ(セイヨウショウロ属のもの)		KG			[新規]		
0709.59 ゝ		[略]			0709.59 ゝ		[同左]		
0709.99					0709.99				
07.10		[略]			07.10		[同左]		
07.11		一時的な保存に適する処理をした野菜(そのままの状態では食用に適しないものに限る。)			07.11		一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)		
0711.20 ゝ		[略]			0711.20 ゝ		[同左]		
0711.90					0711.90				
07.12		乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。)			07.12		乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。)		
0712.20		[略]			0712.20		[同左]		
		一きのこ、きくらげ(きくらげ属のもの)、白きくらげ(白きくらげ属のもの)及びトリフ					一きのこ、きくらげ(きくらげ属のもの)、白きくらげ(白きくらげ属のもの)及びトリフ		
0712.31 ゝ		[略]			0712.31 ゝ		[同左]		
0712.33					0712.33				
0712.34	000 5	――しいたけ(レンティヌス・エドデス)		KG			[新規]		
0712.39	000 0	――その他のもの		KG	0712.39		――その他のもの		
						100 2	――しいたけ		KG
						900 4	――その他のもの		KG
0712.90		[略]			0712.90		[同左]		
07.13		[略]			07.13		[同左]		
07.14		[略]			07.14		[同左]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮					第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮				
注 1～3 [略]					注 1～3 [同左]				
4 第08.12項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの)で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。					[新規]				
08.01		[略]			08.01		[同左]		
08.02		その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)			08.02		その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)		
		[略]					[同左]		
0802.11		[略]			0802.11		[同左]		
0802.80		ーその他のもの			0802.80		ーその他のもの		
0802.91	000 6	ー殻付きの松の実		KG	0802.90	000 0	ーその他のもの		KG
0802.92	000 5	ー殻を除いた松の実		KG					
0802.99	000 5	ーその他のもの		KG					
08.03		[略]			08.03		[同左]		
08.04		[略]			08.04		[同左]		
08.05		かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)			08.05		かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)		
0805.10		[略]			0805.10		[同左]		
0805.29		[略]			0805.29		[同左]		
0805.40	000 2	ーグレープフルーツ及びポメロ	KG		0805.40	000 2	ーグレープフルーツ(ポメロを含む。)		KG
0805.50		[略]			0805.50		[同左]		
0805.90		[略]			0805.90		[同左]		
08.06		[略]			08.06		[同左]		
08.11					08.11				
08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(そのままの状態では食用に適しないものに限る。)			08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)		
0812.10		[略]			0812.10		[同左]		
0812.90		[略]			0812.90		[同左]		
08.13		乾燥果実(第08.01項から第08.06項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの			08.13		乾燥果実(第08.01項から第08.06項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
0813.10		[略]			0813.10		[同左]		
0813.30					0813.30				
0813.40		ーその他の果実			0813.40	000 0	ーその他の果実		KG
	100 2	ー干し柿		KG					
	900 4	ーその他のもの		KG					

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0813.50		[略]			0813.50		[同左]		
08.14		[略]			08.14		[同左]		
[略]					[同左]				
第10類 穀物					第10類 穀物				
注					注				
1 (A) [略]					1 (A) [同左]				
(B) この類には、穀の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第10.06項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び碎米を含み、第10.08項には、サポニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないものを含む。					(B) この類には、穀の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第10.06項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び碎米を含む。				
2 [略]					2 [同左]				
号注					号注				
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
12.01		[略]			12.01		[同左]		
12.10					12.10				
12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)			12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)		
1211.20		[略]			1211.20		[同左]		
1211.50					1211.50		[新規]		
1211.60	000 3	ーアフリカンチェリー(プルナス・アフリカナ)の樹皮		KG					
1211.90		[略]			1211.90		[同左]		
12.12		[略]			12.12		[同左]		
12.14					12.14				
第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス					第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス				
注					注				
1 第13.02項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。					1 第13.02項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。				
(a)～(f) [略]					(a)～(f) [同左]				
(g) 第30.03項又は第30.04項の医薬品及び血液型判定用のもの(第38.22項参照)					(g) 第30.03項又は第30.04項の医薬品及び血液型判定用試薬(第30.06項参照)				
(h)～(k) [略]					(h)～(k) [同左]				
[略]					[同左]				
第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう					第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう				
第15類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう					第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう				
注					注				
[略]					[同左]				
号注					号注				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1 第1509.30号において、バージンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で100グラムにつき2.0グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIUS STANDARD 33-1981に定めるバージンオリーブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。					[新規]				
2 [略]					1 [同左]				
備考 [略]					備考 [同左]				
15.01 ゝ 15.08 15.09		[略] オリーブ油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) [削除] ーエクストラバージンオリーブ油 ーバージンオリーブ油 ーその他のバージンオリーブ油 [略] オリーブのみから得たその他の油及びその分別物(第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) ー粗製のオリーブかす油 ーその他のもの			15.01 ゝ 15.08 15.09		[同左] オリーブ油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) ーバージン油		KG
1509.20 1509.30 1509.40 1509.90	0000 0004 0001 0000			KG KG KG KG	1509.10 1509.90 15.10 1510.00	0003 0000 0004 0000	[新規] [新規] [新規] [同左] オリーブのみから得たその他の油及びその分別物(第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)		KG
1510.10 1510.90	0001 0005			KG KG					
15.11 ゝ 15.14 15.15		[略] その他の植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) [略]			15.11 ゝ 15.14 15.15		[同左] その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)		
1515.11 ゝ 1515.50		[略] [略]			1515.11 ゝ 1515.50		[同左] [同左]		
1515.60 1515.90	0004 0000	ー微生物性油脂及びその分別物 [略]		KG	1515.90		[新規] [同左]		
15.16		動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)			15.16		動物性又は植物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)		
1516.10 1516.20		[略] [略]			1516.10 1516.20		[同左] [同左]		
1516.30	0004	ー微生物性油脂及びその分別物		KG			[新規]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
15.17		マーガリン並びにこの類の動物性 油脂、植物性油脂若しくは微生物 性油脂又はこの類の異なる油脂の 分別物の混合物及び調製品(食用の ものに限るものとし、第15.16項 の食用の油脂及びその分別物を除 く。)			15.17		マーガリン並びにこの類の動物性 油脂若しくは植物性油脂又はこの 類の異なる油脂の分別物の混合物 及び調製品(食用のものに限るもの とし、第15.16項の食用の油脂及 びその分別物を除く。)		
1517.10		[略]			1517.10		[同左]		
1517.90		[略]			1517.90		[同左]		
15.18					15.18				
1518.00	000 2	動物性油脂、植物性油脂又は微生 物性油脂及びこれらの分別物(ボイ ル油化、酸化、脱水、硫化、吹込 み又は真空若しくは不活性ガス の下での加熱重合その他の化学的 な変性加工をしたものに限るもの とし、第15.16項のものを除く。)並 びにこの類の動物性油脂、植物性 油脂若しくは微生物性油脂又はこ の類の異なる油脂の分別物の混合 物及び調製品(食用に適しないもの に限るものとし、他の項に該当す るものを除く。)	KG		1518.00	000 2	動物性又は植物性の油脂及びその 分別物(ボイル油化、酸化、脱水、 硫化、吹込み又は真空若しくは不 活性ガスの下での加熱重合その他 の化学的な変性加工をしたものに 限るものとし、第15.16項のものを 除く。)並びにこの類の動物性油 脂若しくは植物性油脂又はこの類 の異なる油脂の分別物の混合物及 び調製品(食用に適しないものに 限るものとし、他の項に該当する ものを除く。)	KG	
15.20		[略]			15.20		[同左]		
15.22					15.22				
第4部		調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び 製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品(ニコチンを 含有するかしないかを問わない。)並びにニコチンを 含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するた めのものに限る。)			第4部		調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び 製造たばこ代用品		
注 [略]					注 [同左]				
第16類		肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無 脊椎動物又は昆虫類の調製品			第16類		肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲 無脊椎動物の調製品		
注					注				
1		この類には、第2類、第3類、第4類の注6又は第05.04 項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした 肉、くず肉、魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊 椎動物並びに昆虫類を含まない。			1		この類には、第2類、第3類又は第05.04項に定める方 法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を 含まない。		
2		ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、 軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有 する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量 の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、 これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、 最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中 段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第 21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。			2		ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物 若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製 食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を 超えるものは、この類に属する。この場合において、これ らの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大 の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段の いずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03 項又は第21.04項の調製品については、適用しない。		
号注					号注				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉、 <u>血又は昆虫類</u> から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉、くず肉又は昆虫類の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。					1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は <u>血</u> から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。				
2 [略]					2 [同左]				
備考 [略]					備考 [同左]				
16.01		ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品			16.01		ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品		
1601.00					1601.00	000 4			KG
	100 6	－昆虫類のもの	KG	KG					
	900 1	－その他のもの							
16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、 <u>血及び昆虫類</u>			16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び <u>血</u>		
1602.10		－均質調製品			1602.10	000 6	－均質調製品		KG
	100 1	－昆虫類のもの	KG	KG					
	900 3	－その他のもの							
1602.20		[略]			1602.20		[同左]		
1602.50					1602.50				
1602.90		－その他のもの(動物の血の調製品を含む。)			1602.90	000 3	－その他のもの(動物の血の調製品を含む。)		KG
	100 5	－昆虫類のもの	KG	KG					
	900 0	－その他のもの							
16.03		[略]			16.03		[同左]		
16.04		[略]			16.04		[同左]		
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)			16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)		
1605.10		[略]			1605.10		[同左]		
1605.40		－軟体動物			1605.40		－軟体動物		
1605.51		[略]			1605.51		[同左]		
1605.58					1605.58				
1605.59		－その他のもの			1605.59		－その他のもの		
	200 4	－貝柱	KG	KG		100 2	－貝柱		KG
	900 4	－その他のもの				900 4	－その他のもの		KG
1605.61		[略]			1605.61		[同左]		
1605.69		[略]			1605.69		[同左]		
[略]					[同左]				
第18類 ココア及びその調製品					第18類 ココア及びその調製品				
注					注				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照) (b) 第04.03項、第19.01項、第19.02項、第19.04項、第19.05項、第21.05項、第22.02項、第22.08項、第30.03項又は第30.04項の調製品					1 この類には、第04.03項、第19.01項、第19.04項、第19.05項、第21.05項、第22.02項、第22.08項、第30.03項又は第30.04項の調製品を含まない。				
2 [略]					2 [同左]				
[略]					[同左]				
第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品					第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照。第19.02項の詰物をした物品を除く。) (b)及び(c) [略]					1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照。第19.02項の詰物をした物品を除く。) (b)及び(c) [同左]				
2～4 [略]					2～4 [同左]				
[略]					[同左]				
第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品					第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。 (a) [略] (b) 植物性油脂(第15類参照) (c) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照) (d) [略] (e) [略]					1 この類には、次の物品を含まない。 (a) [同左] [新規] (b) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照) (c) [同左] (d) [同左]				
2～6 [略]					2～6 [同左]				
号注					号注				
[略]					[同左]				
20.01		[略]			20.01		[同左]		
20.07					20.07				
20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。) [略]			20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。) [同左]		
2008.11		[略]			2008.11		[同左]		
2008.80		ーその他のもの(混合したもの(第2008.19号のものを除く。)を含む。)			2008.80		ーその他のもの(混合したもの(第2008.19号のものを除く。)を含む。)		
2008.91		[略]			2008.91		[同左]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2008.93	000 0	ー クランベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン及びヴァキニウム・オクシココス)及びこけもも(ヴァキニウム・ヴィティスイダイア)		KG	2008.93	000 0	ー クランベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア)		KG
2008.97		[略]			2008.97		[同左]		
2008.99		ー その他のもの			2008.99		ー その他のもの		
	010 4	ー ー ー 梅		KG		010 4	ー ー ー 梅		KG
	020 0	ー ー ー 焼きのり及び味つけのり		KG		020 0	ー ー ー 焼きのり及び味つけのり		KG
		ー ー ー かんしょ					[新規]		
	031 4	ー ー ー ー 単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のものと及び断片状のもの		KG					
	039 5	ー ー ー ー ー その他のもの		KG					
	090 0	ー ー ー ー ー その他のもの		KG		090 0	ー ー ー ー ー その他のもの		KG
20.09		果実、ナット又は野菜のジュース(ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)			20.09		果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		
		[略]					[同左]		
2009.11		[略]			2009.11		[同左]		
2009.19		ー グレープフルーツジュース及びポメロジュース			2009.19		ー グレープフルーツ(ポメロを含む。)ジュース		
2009.21		[略]			2009.21		[同左]		
2009.79		ー その他の果実、ナット又は野菜のジュース(二以上の果実、ナット又は野菜から得たものを除く。)			2009.79		ー その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)		
2009.81	000 3	ー クランベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン及びヴァキニウム・オクシココス)ジュース及びこけもも(ヴァキニウム・ヴィティスイダイア)ジュース	L	KG	2009.81	000 3	ー クランベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア)ジュース	L	KG
2009.89		[略]			2009.89		[同左]		
2009.90		[略]			2009.90		[同左]		

第21類 各種の調製食料品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(d) [略]

(e) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照。第21.03項及び第21.04項のものを除く。)

(f) 第24.04項の物品

(g) [略]

第21類 各種の調製食料品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(d) [同左]

(e) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照。第21.03項及び第21.04項のものを除く。)

[新規]

(f) [同左]

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(h) [略] 2 及び 3 [略] [略]					(g) [同左] 2 及び 3 [同左] [同左]				
22.01 22.02		[略] 水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)その他のアルコールを含有しない飲料(第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。)			22.01 22.02		[同左] 水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)その他のアルコールを含有しない飲料(第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。)		
2202.10 }		[略]			2202.10 }		[同左]		
2202.99 22.03 }		[略]			2202.99 22.03 }		[同左]		
22.07 22.08		エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			22.07 22.08		エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
2208.20 }		[略]			2208.20 }		[同左]		
2208.70 2208.90	200 6	ーその他のもの ー連続式蒸留焼酎(酒税法(昭和28年法律第6号)第3条第9号に規定する連続式蒸留焼酎をいう。以下この号において同じ。)並びに連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎(同条第10号に規定する単式蒸留焼酎をいう。以下この号において同じ。)を混和したもの		L	2208.90	100 4	ーその他のもの ーしょうちゅう		L
	300 1	ー泡盛(酒税法第3条第17号に規定する原料用アルコールであつて、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令(昭和28年政令第28号)第8条の3第4項及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則(昭和28年大蔵省令第11号)第11条の5の規定に基づき品目の表示を泡盛の呼称によることができるものに限る。)及び単式蒸留焼酎		L					
	900 6	ーその他のもの [略]		L		900 6	ーその他のもの [同左]		L
22.09 [略]					22.09 [同左]				
23.01 }		[略]			23.01 }		[同左]		
23.05 23.06		その他の植物性又は微生物性の油かす(粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。)			23.05 23.06		その他の植物性の油かす(粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。)		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2306.10 ゝ 2306.90 23.07 ゝ 23.09		[略]			2306.10 ゝ 2306.90 23.07 ゝ 23.09		[同左]		
第24類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品 (ニコチンを含有するかしないかを問わない。)並び にニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人 体に摂取するためのものに限る。)					第24類 たばこ及び製造たばこ代用品				
注 1 [略] 2 第24.04項及びこの類の他の項に同時属するとみられ る物品は、第24.04項に属する。 3 第24.04項において「非燃焼吸引」とは、加熱供給その 他の方法を通じた吸引で、燃焼を伴わないものをいう。					注 1 [同左] [新規] [新規]				
号注 [略]					号注 [同左]				
24.01 ゝ 24.03 24.04		[略]			24.01 ゝ 24.03		[同左] [新規]		
2404.11		たばこ、再生たばこ、ニコチン又 はたばこ代用物若しくはニコチン 代用物を含有する物品(非燃焼吸引 用の物品に限る。)及びニコチンを 含有するその他の物品(ニコチンを 人体に摂取するためのものに限 る。)							
		－非燃焼吸引用の物品							
		－たばこ又は再生たばこを含有 するもの							
	100	6	---	シートたばこ					KG
	900	1	---	その他のもの					KG
2404.12	000	3	---	その他のもの(ニコチンを含有 するものに限る。)					KG
2404.19		---	その他のもの						
	100	5	---	製造たばこ代用品					KG
	900	0	---	その他のもの					KG
			---	その他のもの					
2404.91	000	1	---	経口摂取用のもの					KG
2404.92	000	0	---	経皮摂取用のもの					KG
2404.99	000	0	---	その他のもの					KG
[略]					[同左]				
第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント					第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント				
注 1 [略] 2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) [略] (e) ドロマイトラミングミックス(第38.16項参照) (f) [略] (g) [略] (h) [略] (ij) [略] (k) [略] 3 [略]					注 1 [同左] 2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) [同左] [新規] (e) [同左] (f) [同左] (g) [同左] (h) [同左] (ij) [同左] 3 [同左]				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4 第25.30項には、 ^{ひも} 蛭石、真珠岩及び緑泥岩(膨張させてないものに限る。)、アースカラー(焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。)、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石(磨いてあるかないかを問わない。)、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石(凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。)、黒玉、ストロンチアナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。)並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。					4 第25.30項には、 ^{ひも} 蛭石、真珠岩及び緑泥岩(膨張させてないものに限る。)、アースカラー(焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。)、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石(磨いてあるかないかを問わない。)、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石(凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。)、黒玉、ストロンチアナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。)並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。				
25.01 ゝ		[略]			25.01 ゝ		[同左]		
25.17		ドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。)			25.17		ドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。)及びドロマイトラミングミックス		
25.18					25.18				
2518.10		[略]			2518.10		[同左]		
2518.20		[略]			2518.20		[同左]		
		[削除]			2518.30	000 2	ードロマイトラミングミックス		MT
25.19 ゝ		[略]			25.19 ゝ		[同左]		
25.30					25.30				
第26類 鉱石、スラグ及び灰					第26類 鉱石、スラグ及び灰				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(e) [略]					(a)～(e) [同左]				
(f) 貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの(第71.12項及び第85.49項参照)					(f) 貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの(第71.12項参照)				
(g) [略]					(g) [同左]				
2 及び 3 [略]					2 及び 3 [同左]				
号注					号注				
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう					第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう				
注					注				
[略]					[同左]				
号注					号注				
1～4 [略]					1～4 [同左]				
5 第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂(使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。					5 第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂(使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。				
備考					備考				
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第6部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品					第6部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品				
注					注				
1 及び 2 [略]					1 及び 2 [同左]				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3 二以上の独立した構成成分(その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第7部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。)から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の全ての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。 (a)～(c) [略]					3 二以上の独立した構成成分(その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第7部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。)から成るセットにした物品は、当該構成成分が次のすべての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。 (a)～(c) [同左]				
4 名称又は機能によりこの部の一以上の項に該当し、かつ、第38.27項にも該当する物品は、当該名称又は機能により該当する項に属するものとし、第38.27項には属しない。 [略]					[新規] [同左]				
28.01 ゝ 28.42		[略] [略] 第6節 その他のもの			28.01 ゝ 28.42		[同左] [同左] 第6節 その他のもの		
28.43 28.44		[略] 放射性の元素及び同位元素(核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。)並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物			28.43 28.44		[同左] 放射性の元素及び同位元素(核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。)並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物		
2844.10 ゝ 2844.30		[略] 一放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物(第2844.10号のもの、第2844.20号のもの及び第2844.30号のものを除く。)並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスペーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物			2844.10 ゝ 2844.30 2844.40	000 5	[同左] 一放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物(第2844.10号、第2844.20号又は第2844.30号のものを除く。)並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスペーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物		KG
2844.41	000 4	一トリチウム及びその化合物並びにトリチウム又はその化合物を含有する合金、ディスペーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物		KG					
2844.42	000 3	一アクチニウム225、アクチニウム227、カリフォルニウム253、キュリウム240、キュリウム241、キュリウム242、キュリウム243、キュリウム244、アインスタイニウム253、アインスタイニウム254、ガドリニウム148、ポロニウム208、ポロニウム209、ポロニウム210、ラジウム223、ウラン230及びウラン232並びにこれらの化合物並びにこれらの元素又は化合物を含有する合金、ディスペーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物		KG					

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2844.43	000	2	ーその他の放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有するその他の合金、ディスパージョン(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物						
2844.44	000	1	ー放射性残留物						
2844.50			[略]		2844.50		[同左]		
28.45			同位元素(第28.44項のものを除く。)及びその無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わない。)		28.45		同位元素(第28.44項のものを除く。)及びその無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わない。)		
2845.10			[略]		2845.10		[同左]		
2845.20	000	2	ーほう素10を濃縮したほう素及びその化合物				[新規]		
2845.30	000	6	ーリチウム6を濃縮したリチウム及びその化合物				[新規]		
2845.40	000	3	ーヘリウム3				[新規]		
2845.90			[略]		2845.90		[同左]		
28.46			[略]		28.46		[同左]		
28.53			[略]		28.53		[同左]		

第29類 有機化学品

注

- 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。
(a)～(f) [略]
(g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料、香気性物質若しくは催吐剤を加えたもの(特定の用途に適するようにしたものを除く。)
(h) [略]
- 2 及び 3 [略]
- 4 第29.04項から第29.06項まで、第29.08項から第29.11項まで及び第29.13項から第29.20項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体(例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体)を含む。
ニトロ基及びニトロソ基は、第29.29項においては窒素官能基としない。
第29.11項、第29.12項、第29.14項、第29.18項及び第29.22項において「酸素官能基」は、第29.05項から第29.20項までの酸素を有する有機官能基に限る。
- 5 (A)及び(B) [略]
(C) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。
(1)及び(2) [略]
(3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除く全ての金属の結合の開裂により生ずる断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。
(D)及び(E) [略]

第29類 有機化学品

注

- 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。
(a)～(f) [同左]
(g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料若しくは香気性物質を加えたもの(特定の用途に適するようにしたものを除く。)
(h) [同左]
- 2 及び 3 [同左]
- 4 第29.04項から第29.06項まで、第29.08項から第29.11項まで及び第29.13項から第29.20項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体(例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体)を含む。
ニトロ基及びニトロソ基は、第29.29項においては窒素官能基としない。
第29.11項、第29.12項、第29.14項、第29.18項及び第29.22項において酸素官能基は、第29.05項から第29.20項までの酸素を有する有機官能基に限る。
- 5 (A)及び(B) [同左]
(C) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。
(1)及び(2) [同左]
(3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除くすべての金属の結合の開裂により生じる断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。
(D)及び(E) [同左]

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6～8 [略]					6～8 [同左]				
号注					号注				
[略]					[同左]				
29.01		[略]			29.01		[同左]		
29.02		[略]			29.02		[同左]		
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体		
		[略]					[同左]		
2903.11					2903.11				
ゝ		[略]			ゝ		[同左]		
2903.29		[削除]			2903.29				
							－非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体		
					2903.31	000 1	－二臭化エチレン(ISO)(1,2－ジプロモエタン)		KG
					2903.39	100 2	－－その他のもの		KG
							－－臭化メチル		
							－－ふつ素化誘導体		
						210 0	－－－ペルフルオロメタン(PFC－14)		KG
						220 3	－－－ペルフルオロエタン(PFC－116)		KG
						310 2	－－－ペルフルオロプロパン(PFC－218)		KG
						320 5	－－－ペルフルオロヘキサン(PFC－51－14)		KG
						230 6	－－－ジフルオロメタン(HFC－32)		KG
						240 2	－－－ペンタフルオロエタン(HFC－125)		KG
						250 5	－－－1,1,1,2－テトラフルオロエタン(HFC－134a)		KG
						260 1	－－－1,1,1－トリフルオロエタン(HFC－143a)		KG
						270 4	－－－1,1－ジフルオロエタン(HFC－152a)		KG
						330 1	－－－1,1,1,3,3－ペンタフルオロプロパン(HFC－245fa)		KG
						340 4	－－－1,1,1,3,3－ペンタフルオロブタン(HFC－365mfc)		KG
					290 3		－－－その他のもの		KG
					900 4		－－－その他のもの		KG
							[新規]		
2903.41	000 5	－非環式炭化水素のふつ素化誘導体(飽和のものに限る。)		KG					
		－トリフルオロメタン(HFC－23)							
2903.42	000 4	－ジフルオロメタン(HFC－32)		KG					

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2903.43		---フルオロメタン(HFC-41)、 1,2-ジフルオロエタン(HFC -152)及び1,1-ジフルオロ エタン(HFC-152a)							
100	5	---フルオロメタン(HFC-41)		KG					
200	0	---1,2-ジフルオロエタン (HFC-152)		KG					
300	2	---1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)		KG					
2903.44		---ペンタフルオロエタン(HFC -125)、1,1,1-トリフルオ ロエタン(HFC-143a)及び 1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)							
100	4	---ペンタフルオロエタン (HFC-125)		KG					
200	6	---1,1,1-トリフルオロエタン (HFC-143a)		KG					
300	1	---1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)		KG					
2903.45		---1,1,1,2-テトラフルオロエタ ン(HFC-134a)及び1,1,2,2- テトラフルオロエタン (HFC-134)							
100	3	---1,1,1,2-テトラフルオロエ タン(HFC-134a)		KG					
200	5	---1,1,2,2-テトラフルオロエ タン(HFC-134)		KG					
2903.46		---1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオ ロプロパン(HFC-227ea)、 1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロ プロパン(HFC-236cb)、 1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロ プロパン(HFC-236ea)及び 1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロ プロパン(HFC-236fa)							
100	2	---1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフル オロプロパン(HFC- 227ea)		KG					
200	4	---1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオ ロプロパン(HFC-236cb)		KG					
300	6	---1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオ ロプロパン(HFC-236ea)		KG					
400	1	---1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオ ロプロパン(HFC-236fa)		KG					
2903.47		---1,1,1,1,3,3-ペンタフルオロブ ロパン(HFC-245fa)及び 1,1,2,2,3-ペンタフルオロブ ロパン(HFC-245ca)							
100	1	---1,1,1,1,3,3-ペンタフルオロ プロパン(HFC-245fa)		KG					
200	3	---1,1,2,2,3-ペンタフルオロ プロパン(HFC-245ca)		KG					

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2903.48		ー1,1,1,3,3ーペンタフルオロブ タン(HFCー365mfc) 及 び 1,1,1,2,2,3,4,5,5,5ーデカフ ルオロペンタン(HFCー43ー 10mee)							
	100 0	ー1,1,1,3,3ーペンタフルオロ ブタン(HFCー365mfc)		KG					
	200 2	ー1,1,1,2,2,3,4,5,5,5ーデカ フルオロペンタン(HFCー 43ー10mee)		KG					
2903.49		ーその他のもの							
	100 6	ー1,1,1,2,2,3,4,5,5,5ーデカ フルオロペンタン(HFCー 43ー10mee)		KG					
	200 1	ー1,1,1,2,2,3,4,5,5,5ーデカ フルオロペンタン(HFCー 116)		KG					
	300 3	ー1,1,1,2,2,3,4,5,5,5ーデカ フルオロペンタン(HFCー 218)		KG					
	400 5	ー1,1,1,2,2,3,4,5,5,5ーデカ フルオロペンタン(HFCー 51ー14)		KG					
	900 1	ーその他のもの		KG					
		ー非環式炭化水素のふつ素化誘導 体(不飽和のものに限る。)					[新規]		
2903.51		ー2,3,3,3ーテトラフルオロプロ ペン(HFOー1234yf)、1,3,3,3 ーテトラフルオロプロペン (HFOー1234ze) 及 び(Z) ー 1,1,1,4,4,4ーヘキサフルオロ 2ーブテン(HFOー1336mzz)							
	100 4	ー2,3,3,3ーテトラフルオロプロ ペン(HFOー1234yf)		KG					
	200 6	ー1,3,3,3ーテトラフルオロプロ ペン(HFOー1234ze)		KG					
	300 1	ー(Z)ー1,1,1,4,4,4ーヘキサ フルオロ2ーブテン(HFO ー1336mzz)		KG					
2903.59	000 1	ーその他のもの		KG					
		ー非環式炭化水素の臭素化誘導体 及びよう素化誘導体					[新規]		
2903.61	000 6	ー臭化メチル(プロモメタン)		KG					
2903.62	000 5	ー二臭化エチレン(ISO)(1,2ー ジプロモエタン)		KG					
2903.69	000 5	ーその他のもの		KG					
		ー非環式炭化水素のハロゲン化誘 導体(二以上の異なるハロゲン原 子を有するものに限る。)					ー非環式炭化水素のハロゲン化誘 導体(二以上の異なるハロゲン原 子を有するものに限る。)		
2903.71	000 3	ークロロジフルオロメタン (HCFCー22)	KG		2903.71	000 3	ークロロジフルオロメタン		KG
2903.72	000 2	ージクロロトリフルオロエタン (HCFCー123)	KG		2903.72	000 2	ージクロロトリフルオロエタン		KG
2903.73		ージクロロフルオロエタン (HCFCー141、141b)			2903.73		ージクロロフルオロエタン		

新(2022年)						旧(2021年)					
統計品目 番 号		N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号		N A C C S 用	品 名	単 位	
				I	II					I	II
2903.74	100 4		――1,1-ジクロロ-1-フルオ ロエタン(HCFC-141b)		KG	2903.74	100 3		――1,1-ジクロロ-1-フルオ ロエタン(HCFC-141b)		KG
	900 6		――その他のもの		KG		900 5		――その他のもの		KG
			――クロロジフルオロエタン (HCFC-142、142b)						――クロロジフルオロエタン		
2903.75	100 0		――1-クロロ-1,1-ジフルオ ロエタン(HCFC-142b)		KG	2903.75	100 2		――1-クロロ-1,1-ジフルオ ロエタン(HCFC-142b)		KG
	900 2		――その他のもの		KG		900 4		――その他のもの		KG
	000 4		――ジクロロペンタフルオロプロ パ ン(HCFC-225、225ca、 225cb)		KG		000 6		――ジクロロペンタフルオロプロ パン		KG
2903.76			――ブromクロロジフルオロメタ ン(ハロン-1211)、ブromト リフルオロメタン(ハロン- 1301)及びジブromテトラフ ルオロエタン(ハロン-2402)			2903.76			――ブromクロロジフルオロメタ ン、ブromトリフルオロメタ ン及びジブromテトラフルオ ロエタン		
	100 0		――ブromクロロジフルオロメ タン(ハロン-1211)		KG		100 0		――ブromクロロジフルオロメ タン(ハロン-1211)		KG
	200 0		――ブromトリフルオロメタン (ハロン-1301)		KG		200 2		――ブromトリフルオロメタン (ハロン-1301)		KG
2903.77 } 2903.99 29.04 } 29.08	300 0		――ジブromテトラフルオロエ タン(ハロン-2402)		KG	2903.77 } 2903.99 29.04 } 29.08	300 4		――ジブromテトラフルオロエ タン(ハロン-2402)		KG
			[略]						[同左]		
			[略]						[同左]		
29.09			第4節 エーテル、アルコールペ ルオキシド、エーテルペ ルオキシド、アセタール ペルオキシド、ヘミアセ タールペルオキシド、ケ トンペルオキシド、エポ キシドで三員環のもの、 アセタール及びヘミアセ タール並びにこれらのハ ロゲン化誘導体、スルホ ン化誘導体、ニトロ化誘 導体及びニトロソ化誘導 体			29.09			第4節 エーテル、アルコールペ ルオキシド、エーテルペ ルオキシド、ケトンペル オキシド、エポキシドで 三員環のもの、アセタ ール及びヘミアセタール並 びにこれらのハロゲン化 誘導体、スルホン化誘導 体、ニトロ化誘導体及び ニトロソ化誘導体		
			エーテル、エーテルアルコール、 エーテルフェノール、エーテルアル コールフェノール、アルコール ペルオキシド、エーテルペルオキ シド、アセタールペルオキシド、 ヘミアセタールペルオキシド及び ケトンペルオキシド(化学的に単一 であるかないかを問わない。)並び にこれらのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導体 及びニトロソ化誘導体						エーテル、エーテルアルコール、 エーテルフェノール、エーテルアル コールフェノール、アルコール ペルオキシド、エーテルペルオキ シド及びケトンペルオキシド(化学 的に単一であるかないかを問わな い。)並びにこれらのハロゲン化誘 導体、スルホン化誘導体、ニトロ 化誘導体及びニトロソ化誘導体		
			[略]						[同左]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2909.11 ゝ 2909.50 2909.60	000	2	[略]	KG	2909.11 ゝ 2909.50 2909.60	000	2	[同左]	KG
		－アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					－アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
29.10 ゝ 29.29		第10節	[略]	KG	29.10 ゝ 29.29		第10節	[同左]	KG
		オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド					オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド		
29.30 2930.10	000	3	有機硫黄化合物	KG	29.30 2930.10	000	3	[新規]	KG
		－2－(N,N-ジメチルアミノ)エタンチオール							
2930.20 ゝ 2930.90 2931		その他のオルガノインオルガニック化合物	[略]	KG	2930.20 ゝ 2930.90 2931		その他のオルガノインオルガニック化合物	[同左]	KG
2931.10 2931.20		－非ハロゲン化有機りん誘導体	[略]	KG	2931.10 2931.20		－その他の有機りん誘導体	[同左]	KG
2931.41 2931.42 2931.43 2931.44 2931.45	000	5	－メチルホスホン酸ジメチル	KG	2931.41 2931.42 2931.43 2931.44 2931.45	000	5	－メチルホスホン酸ジメチル	KG
		－プロピルホスホン酸ジメチル	[略]	KG			－プロピルホスホン酸ジメチル	[同左]	KG
		－エチルホスホン酸ジエチル	[略]	KG			－エチルホスホン酸ジエチル	[同左]	KG
		－メチルホスホン酸	[略]	KG			－メチルホスホン酸	[同左]	KG
		－メチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との1:1の割合の塩	[略]	KG			－メチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との1:1の割合の塩	[同左]	KG
2931.46	000	0	－2,4,6-トリプロピル-1,3,5,2,4,6-トリオキサトリホスホン酸2,4,6-トリオキシド	KG	2931.46	000	0	－2,4,6-トリプロピル-1,3,5,2,4,6-トリオキサトリホスホン酸2,4,6-トリオキシド	KG
2931.47	000	6	－(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-イル)メチルメチルホスホネート	KG	2931.47	000	6	－(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-イル)メチルメチルホスホネート	KG
2931.48	000	5	－3,9-ジメチル-2,4,8,10-テトラオキサー3,9-ジホスファスピロ[5.5]ウンデカン3,9-ジオキシド	KG	2931.48	000	5	－3,9-ジメチル-2,4,8,10-テトラオキサー3,9-ジホスファスピロ[5.5]ウンデカン3,9-ジオキシド	KG
2931.49	100	6	－その他のもの	KG	2931.49	100	6	－その他のもの	KG
		－メチルホスホン酸3-(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリウム					メチルホスホン酸3-(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリウム		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
	200	1	――ビス〔(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-ニル)メチル〕メチルホスホネート						
	900	1	――その他のもの ――ハロゲン化有機りん誘導体				[新規]		
2931.51	000	2	――メチルホスホン酸ジクロリド						
2931.52	000	1	――プロピルホスホン酸ジクロリド						
2931.53	000	0	――O-(3-クロロプロピル)O-[4-ニトロ-3-(トリフルオロメチル)フェニル]メチルホスホノチオネート						
2931.54	000	6	――トリクロロフォン(ISO)						
2931.59	000	1	――その他のもの						
2931.90			[略]		2931.90		[同左]		
29.32			複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)		29.32		複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)		
			[略]				[同左]		
2932.11			[略]		2932.11		[同左]		
2932.20			――その他のもの		2932.20		――その他のもの		
2932.91			[略]		2932.91		[同左]		
2932.94			[略]		2932.94		[同左]		
2932.95	000	5	――テトラヒドロカンナビノール(全ての異性体を含む。)		2932.95	000	――テトラヒドロカンナビノール(すべての異性体を含む。)		KG
2932.96	000	4	――カルボフラン(ISO)				[新規]		
2932.99			[略]		2932.99		[同左]		
29.33			複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。)		29.33		複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。)		
			[略]				[同左]		
2933.11			[略]		2933.11		[同左]		
2933.29			――非縮合ピリジン環(水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物		2933.29		――非縮合ピリジン環(水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物		
2933.31			[略]		2933.31		[同左]		
2933.32			[略]		2933.32		[同左]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用		品 名	単 位	統計品目 番 号	N A C C S 用		品 名	単 位
				I II					I II
2933.33	000	2	―アルフェンタニル(INN)、アニレリジン(INN)、ベジトラミド(INN)、プロマゼパム(INN)、カーフェンタニル(INN)、ジフェノキシニン(INN)、ジフェノキシレート(INN)、ジピパノン(INN)、フェンタニル(INN)、ケトベミドン(INN)、メチルフェニデート(INN)、ペンタゾシン(INN)、ペチジン(INN)、ペチジン(INN)中間体A、フェンシクリジン(INN)(PCP)、フェノペリジン(INN)、ピプラドロール(INN)、ピリトラミド(INN)、プロピラム(INN)、レミフェンタニル(INN)及びトリメペリジン(INN)並びにこれらの塩	KG	2933.33	000	2	―アルフェンタニル(INN)、アニレリジン(INN)、ベジトラミド(INN)、プロマゼパム(INN)、ジフェノキシニン(INN)、ジフェノキシレート(INN)、ジピパノン(INN)、フェンタニル(INN)、ケトベミドン(INN)、メチルフェニデート(INN)、ペンタゾシン(INN)、ペチジン(INN)、ペチジン(INN)中間体A、フェンシクリジン(INN)(PCP)、フェノペリジン(INN)、ピプラドロール(INN)、ピリトラミド(INN)、プロピラム(INN)及びトリメペリジン(INN)並びにこれらの塩	KG
2933.34	000	1	―その他のフェンタニル及びその誘導体	KG				[新規]	
2933.35	000	0	―3-キヌクリジノール	KG				[新規]	
2933.36	000	6	―4-アニリノ-N-フェネチルピペリジン(ANPP)	KG				[新規]	
2933.37	000	5	―N-フェネチル-4-ピペリドン(NPP)	KG				[新規]	
2933.39 }			[略]		2933.39 }			[同左]	
2933.99 29.34			核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにその他の複素環式化合物		2933.99 29.34			核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにその他の複素環式化合物	
2934.10 }			[略]		2934.10 }			[同左]	
2934.30			―その他のもの		2934.30			―その他のもの	
2934.91			[略]		2934.91			[同左]	
2934.92	000	4	―その他のフェンタニル及びその誘導体	KG				[新規]	
2934.99 29.35			[略] [略]		2934.99 29.35			[同左] [同左]	
29.36			第11節 プロビタミン、ビタミン及びホルモン プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。))並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。) ―ビタミン及びその誘導体(混合してないものに限る。)		29.36			第11節 プロビタミン、ビタミン及びホルモン プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。))並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。) ―ビタミン及びその誘導体(混合してないものに限る。)	

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2936.21 }		[略]			2936.21 }		[同左]		
2936.23					2936.23				
2936.24	000 5	ーD-パントテン酸及びDL-パ ントテン酸(ビタミンB ₅)並び にこれらの誘導体		KG	2936.24	000 5	ーD-パントテン酸及びDL-パ ントテン酸(ビタミンB ₅ 又は ビタミンB ₃)並びにこれらの 誘導体		KG
2936.25 }		[略]			2936.25 }		[同左]		
2936.90					2936.90				
29.37		[略]			29.37		[同左]		
		第12節 グリコシド及びアルカロ イド(天然のもの及びこ れと同一の構造を有する 合成のものに限る。)並び にこれらの塩、エーテル、 エステルその他の誘導体					第12節 グリコシド及びアルカロ イド(天然のもの及びこ れと同一の構造を有する 合成のものに限る。)並び にこれらの塩、エーテル、 エステルその他の誘導体		
29.38		[略]			29.38		[同左]		
29.39		アルカロイド(天然のもの及びこれ と同一の構造を有する合成のもの に限る。)及びその塩、エーテル、 エステルその他の誘導体			29.39		アルカロイド(天然のもの及びこれ と同一の構造を有する合成のもの に限る。)及びその塩、エーテル、 エステルその他の誘導体		
		[略]					[同左]		
2939.11 }		[略]			2939.11 }		[同左]		
2939.30		ーエフェドラアルカロイド及びそ の誘導体並びにこれらの塩			2939.30		ーエフェドリン類及びその塩		
2939.41 }		[略]			2939.41 }		[同左]		
2939.44					2939.44		[新規]		
2939.45	000 6	ーレボメタンフェタミン、メタ ンフェタミン(INN)及びメタ ンフェタミンラセメート並び にこれらの塩		KG					
2939.49 }		[略]			2939.49 }		[同左]		
2939.69		ーその他のもの(植物由来のものに 限る。)			2939.69		ーその他のもの(植物由来のものに 限る。)		
2939.72	000 0	ーコカイン及びエクゴニン並び にこれらの塩、エステル及び その他の誘導体		KG	2939.71	000 1	ーコカイン、エクゴニン、レボ メタンフェタミン、メタンフ ェタミン(INN)及びメタンフ ェタミンラセメート並びにこ れらの塩、エステル及びその 他の誘導体		KG
2939.79		[略]			2939.79		[同左]		
2939.80		[略]			2939.80		[同左]		
		[略]					[同左]		
29.40 }		[略]			29.40 }		[同左]		
29.42					29.42				

第30類 医療用品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) [略]

第30類 医療用品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) [同左]

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(b) ニコチンを含有する禁煙補助用の物品(例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ(経皮投与剤))(第24.04項参照) (c)～(h) [略] (ij) 第38.22項の診断用の試薬 2 [略] 3 第30.03項、第30.04項及び4(d)においては、次に定めるところによる。 (a) 混合してないものには、次の物品を含む。 (1) [略] (2) 第28類又は第29類の <u>全て</u> の物品 (3) [略] (b) [略] 4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a)～(d) [略] (e) プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの(投与量にしたもので、活性薬剤を含有しているかないかを問わない。) (f)～(l) [略]					(b) 喫煙者の禁煙補助用の調製品(例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ(経皮投与剤))(第21.06項及び第38.24項参照) (c)～(h) [同左] [新規] 2 [同左] 3 第30.03項、第30.04項及び4(d)においては、次に定めるところによる。 (a) 混合してないものには、次の物品を含む。 (1) [同左] (2) 第28類又は第29類の <u>すべて</u> の物品 (3) [同左] (b) [同左] 4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a)～(d) [同左] (e) <u>血液型判定用試薬</u> (f)～(l) [同左]				
号注 [略]					号注 [同左]				
30.01		[略]			30.01		[同左]		
30.02		人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。)、ワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)その他これらに類する物品並びに細胞培養物(変性したものであるかないかを問わない。)			30.02		人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。) <u>並びに</u> ワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)その他これらに類する物品		
		－免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。)					－免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。)		
3002.12		[削除]			3002.11	000	－マラリア診断試験キット		KG
3002.15		[略]			3002.12		[同左]		
		[削除]			3002.15				
		[削除]			3002.19	000	－その他のもの		KG
		[削除]			3002.20	000	－人用のワクチン		KG
		[削除]			3002.30	000	－動物用のワクチン		KG
		－ワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)その他これらに類する物品					[新規]		
3002.41	000	－人用のワクチン	3	KG					
3002.42	000	－動物用のワクチン	2	KG					
3002.49	000	－その他のもの	2	KG					
		－細胞培養物(変性したものであるかないかを問わない。)					[新規]		
3002.51	000	－細胞治療製品	0	KG					
3002.59	000	－その他のもの	6	KG					

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3002.90 30.03 30.05 30.06 3006.10		[略] [略] この類の注4の医療用品 [略] [削除]			3002.90 30.03 30.05 30.06 3006.10		[同左] [同左] この類の注4の医療用品 [同左]		
3006.30 3006.70		[略] ーその他のもの			3006.20 3006.30 3006.70	000 2	ー血液型判定用試薬 [同左] [同左]		
3006.91 3006.92 3006.93	000 6	[略] [略] ー プラセボ及び盲検又は二重盲 検臨床試験キットで、認可さ れた臨床試験で使用されるも の(投与量にしたものに限る。)		KG (I.I.)	3006.91 3006.92		[同左] [同左] [新規]		KG (I.I.)
[略]					[同左]				
32.01 32.03 32.04		[略] 有機合成着色料(化学的に単一であ るかないかを問わない。)、この類 の注3の調製品で有機合成着色料 をもととしたもの及び蛍光増白剤 又はルミノホアとして使用する種 類の合成した有機物(化学的に単一 であるかないかを問わない。) ー有機合成着色料及びこの類の注 3の調製品で有機合成着色料を もととしたもの			32.01 32.03 32.04		[同左] 有機合成着色料(化学的に単一であ るかないかを問わない。)、この類 の注3の調製品で有機合成着色料 をもととしたもの及び蛍光増白剤 又はルミノホアとして使用する種 類の合成した有機物(化学的に単一 であるかないかを問わない。) ー有機合成着色料及びこの類の注 3の調製品で有機合成着色料を もととしたもの		
3204.11 3204.17 3204.18	000 0	[略] ーカロテノイドの着色料及びこ れをもととした調製品		KG	3204.11 3204.17		[同左] [新規]		
3204.19 3204.90 32.05 32.15		[略] [略]			3204.19 3204.90 32.05 32.15		[同左] [同左] [同左]		
[略]					[同左]				
第34類	せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人 造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに 類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス 及びプラスターをもととした歯科用の調製品				第34類	せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人 造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに 類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス 及びプラスターをもととした歯科用の調製品			
注					注				
1	この類には、次の物品を含まない。				1	この類には、次の物品を含まない。			
(a)	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の食用の混 合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類 のもの(第15.17項参照)				(a)	動物性又は植物性の油脂の食用の混合物及び調製品で、 離型用の調製品として使用する種類のもの(第15.17項参 照)			
(b)及び(c)	[略]				(b)及び(c)	[同左]			
2～5	[略]				2～5	[同左]			

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
34.01 34.02		[略] 有機界面活性剤(せっけんを除く。) 並びに調製界面活性剤、調製洗剤、 補助的調製洗剤及び清浄用調製品 (せっけんを含有するかしないかを 問わないものとし、第34.01項の ものを除く。) [削除]			34.01 34.02		[同左] 有機界面活性剤(せっけんを除く。) 並びに調製界面活性剤、調製洗剤、 補助的調製洗剤及び清浄用調製品 (せっけんを含有するかしないかを 問わないものとし、第34.01項の ものを除く。) ー有機界面活性剤(小売用にしてあ るかないかを問わない。) ー陰イオン(アニオン)系のもの ー直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩 ーその他のもの ー陽イオン(カチオン)系のもの ー非イオン系のもの ーその他のもの ー調製品(小売用にしたものに限 る。) [新規]		
					3402.11	100	5		KG
						900	0		KG
					3402.12	000	2		KG
					3402.13	000	1		KG
					3402.19	000	2		KG
					3402.20	000	1		KG
3402.31	000	4		KG					
3402.39	000	3		KG					
		ーその他の有機界面活性剤(小売用 にしてあるかないかを問わな い。)							
3402.41	000	1		KG					
3402.42	000	0		KG					
3402.49	000	0		KG					
3402.50	000	6		KG					
3402.90		[略]			3402.90				
34.03 ゝ 34.07		[略]			34.03 ゝ 34.07		[同左]		
[略]					[同左]				
36.01 36.02 36.03		[略] [略] 導火線、導爆線、火管、雷管(電気 雷管を含む。)及びイグナイター			36.01 36.02 36.03		[同左] [同左]		
3603.10	000	1		KG	3603.00	000	4		KG
3603.20	000	5		KG					
3603.30	000	2		KG					
3603.40	000	6		KG					
3603.50	000	3		KG					
3603.60	000	0		KG					
36.04 ゝ 36.06		[略]			36.04 ゝ 36.06		[同左]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第37類 写真用又は映画用の材料					第37類 写真用又は映画用の材料				
注					注				
1 [略]					1 [同左]				
2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性(感熱性を含む。)を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。					2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。				
[略]					[同左]				
第38類 各種の化学工業生産品					第38類 各種の化学工業生産品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)及び(b) [略]					(a)及び(b) [同左]				
(c) 第24.04項の物品					[新規]				
(d) [略]					(c) [同左]				
(e) [略]					(d) [同左]				
(f) [略]					(e) [同左]				
2及び3 [略]					2及び3 [同左]				
4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。					4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。				
(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの(例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに電気電子機器のくず(使用済みの電池を含む。))					(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの(例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに使用済みの電池)				
(b)～(d) [略]					(b)～(d) [同左]				
5及び6 [略]					5及び6 [同左]				
7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂(使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。					7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂(使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。				
号注					号注				
1 第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一以上を含有する第38.08項の物品のみを含む。					1 第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一以上を含有する第38.08項の物品のみを含む。				

新(2022年)				旧(2021年)			
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位
			I II				I II
アラクロール(ISO)、アルジカルブ(ISO)、アルドリ (ISO)、アジンホスメチル(ISO)、ビナバクリル(ISO)、カ ンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、カプタホール(ISO)、 カルボフラン(ISO)、クロルデン(ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート(ISO)、DDT(ISO)(クロフェ ノタン(INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラーク ロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、4,6-ジ ニトロ-オルト-クレゾール(DNOC(ISO))及びその塩、 ジノセブ(ISO)並びにその塩及びエステル、エンドスル ファン(ISO)、二臭化エチレン(ISO)(1,2-ジブプロモエタン)、 二塩化エチレン(ISO)(1,2-ジクロロエタン)、フルオロア セトアミド(ISO)、ヘプタクロル(ISO)、ヘキサクロロベン ゼン(ISO)、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、水銀化合物、 メタミドホス(ISO)、モノクロトホス(ISO)、オキシラン(エ チレンオキシド)、パラチオン(ISO)、パラチオンメチル (ISO)(メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール(ISO) 並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスル ホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、 ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホスファミ ドン(ISO)、2,4,5-T(ISO)(2,4,5-トリクロロフェノキシ 酢酸)並びにその塩及びエステル、トリブチルすず化合物並 びにトリクロロフォン(ISO)				アラクロール(ISO)、アルジカルブ(ISO)、アルドリ (ISO)、アジンホスメチル(ISO)、ビナバクリル(ISO)、カ ンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、カプタホール(ISO)、 クロルデン(ISO)、クロルジメホルム(ISO)、クロロベンジ レート(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1,1,1- トリクロロ-2,2-ビス(パラークロロフェニル)エタン)、 ディルドリン(ISO、INN)、4,6-ジニトロ-オルト-クレ ゾール(DNOC(ISO))及びその塩、ジノセブ(ISO)並びにそ の塩及びエステル、エンドスルファン(ISO)、二臭化エチ レン(ISO)(1,2-ジブプロモエタン)、二塩化エチレン(ISO) (1,2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド(ISO)、ヘ プタクロル(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、 1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO)) (リンデン(ISO、INN)を含む。)、水銀化合物、メタミドホ ス(ISO)、モノクロトホス(ISO)、オキシラン(エチレンオ キシド)、パラチオン(ISO)、パラチオンメチル(ISO)(メチ ルパラチオン)、ペンタブロモジフェニルエーテル及びオク タブロモジフェニルエーテル、ペンタクロロフェノール (ISO)並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタ ンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホン アミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホス ファミドン(ISO)、2,4,5-T(ISO)(2,4,5-トリクロロフェ ノキシ酢酸)並びにその塩及びエステル並びにトリブチル すず化合物 第3808.59号には、ベノミル(ISO)、カルボフラン(ISO) 及びチラム(ISO)の混合物を含有する散布可能な粉末状の 製剤をも含む。			
2		[略]		2		[同左]	
3		第3824.81号から第3824.89号までには、次の物品の一 以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。 オキシラン(エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニ ル(PCT)、トリス(2,3-ジブプロモプロピル)ホスフェート、 アルドリ(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、 クロルデン(ISO)、クロルデコン(ISO)、DDT(ISO)(クロ フェノタン(INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラ クロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、エン ドスルファン(ISO)、エンドリン(ISO)、ヘプタクロル (ISO)、マイレックス(ISO)、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシ クロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、 ペンタクロロベンゼン(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、 ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオ ロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホ ニルフルオリド、テトラブロモジフェニルエーテル、ペン タブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエ ーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブ ロモジフェニルエーテル並びに短鎖塩素化パラフィン 短鎖塩素化パラフィンは、次の分子式を有する化合物の 混合物で、塩素化度が全重量の48%を超えるものをいう。 分子式:C _x H _(2x-y+2) Cl _y (x=10～13、y=1～13のものに限 る。)		3		第3824.81号から第3824.88号までには、次の物品の一 以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。 オキシラン(エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニ ル(PCT)、トリス(2,3-ジブプロモプロピル)ホスフェート、 アルドリ(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、 クロルデン(ISO)、クロルデコン(ISO)、DDT(ISO)(クロ フェノタン(INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラ クロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、エン ドスルファン(ISO)、エンドリン(ISO)、ヘプタクロル (ISO)、マイレックス(ISO)、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシ クロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、 ペンタクロロベンゼン(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、 ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオ ロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホ ニルフルオリド並びにテトラブロモジフェニルエーテル、 ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニ ルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタ ブロモジフェニルエーテル	
4		[略]		4		[同左]	

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
38.01 ゝ 38.15 38.16 3816.00	000	5			38.01 ゝ 38.15 38.16 3816.00	000	5		
		[略]					[同左]		
		耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品(ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第38.01項の物品を除く。)		MT			耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品(第38.01項の物品を除く。)		MT
38.17 ゝ 38.21 38.22					38.17 ゝ 38.21 38.22				
		[略]					[同左]		
		診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。)(第30.06項のものを除く。)並びに認証標準物質			3822.00	000	0		
		一診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。)					診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないかを問わない。)(第30.02項又は第30.06項のものを除く。)並びに認証標準物質		KG
3822.11	000	3					[新規]		
3822.12	000	2					[同左]		
		一マラリア用のもの		KG			鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		
		一ヤブカ属の蚊により媒介されるジカ熱その他の感染症用のもの		KG					
3822.13	000	1					[新規]		
3822.19	000	2					[同左]		
3822.90	000	1					鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		
		一血液型判定用のもの		KG					
		一その他のもの		KG					
38.23 38.24					38.23 38.24				
		[略]					[同左]		
		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)					鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		
3824.10 ゝ 3824.60					3824.10 ゝ 3824.60				
		[略]					[同左]		
		[削除]					一メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体含有する混合物		
					3824.71	000	2		
							一クロロフルオロカーボン(CFC)含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)含有するものを含むものを除く。)		KG

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
					3824.72	000 1	――ブromokloroflurometan、 bromotriflurometan又はジブromotetrafluro roetanを含有するもの		KG
					3824.73	000 0	――hidrobromoflurokarbon(HBFC)を含有するもの		KG
					3824.74	000 6	――hidrokloroflurokarbon(HCFC)を含有するもの (kloroflurokarbon(CFC)を含有しないものに限 るものとし、perflurokarbon(PFC)又はhidroflu rokarbon(HFC)を含有 するかしないかを問わない。)		KG
					3824.75	000 5	――shunhahsanを含有するもの		KG
					3824.76	000 4	――1,1,1-trikloroetan(met hilkloroholm)を含有する もの		KG
					3824.77	000 3	――bromometan(metilhromaid) 又はbromoklorometanを 含有するもの		KG
					3824.78		――perflurokarbon(PFC) 又はhidroflurokarbon(HFC)を含有するもの(k loroflurokarbon(CFC) 又はhidroklorofluro karbon(HCFC)を含有しな いものに限る。)		
					110	0	――1,1,1-trifluroroetan (HFC-143a)、pentaf loroetan(HFC-125)及 び1,1,1,2-tetrafluro roetan(HFC-134a)をそれ ぞれ52:44: 4 の割合で含有 するもの(R-404A)		KG
					120	3	――ジfluroroetan(HFC- 32)、pentaf loroetan(HFC-125)及び1,1,1,2 -tetrafluroroetan (HFC-134a)をそれぞれ 23:25:52の割合で含有する もの(R-407C)		KG
					130	6	――ジfluroroetan(HFC- 32)及びpentaf loroetan(HFC-125)をそれぞ れ50:50の割合で含有する もの(R-410A)		KG
					140	2	――1,1,1-trifluroroetan (HFC-143a)及びpentaf loroetan(HFC-125) をそれぞれ50:50の割合で 含有するもの(R-507A)		KG

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3824.81)		ーこの類の号注3の物品			3824.79	9006 0001	ーその他のもの ーその他のもの ーこの類の号注3の物品		KG KG
3824.88		[略]			3824.81)		[同左]		
3824.89	0005	ー短鎖塩素化パラフィンを含有 するもの		KG	3824.88		[新規]		
3824.91		ーその他のもの					ーその他のもの		
3824.92	0002	[略]			3824.91		[同左]		
		ーポリグリコールのメチルホス ホン酸エステル		KG			[新規]		
3824.99		[略]			3824.99		[同左]		
38.25		[略]			38.25		[同左]		
38.26		[略]			38.26		[同左]		
38.27		メタン、エタン又はプロパンのハ ロゲン化誘導体を含有する混合物 (他の項に該当するものを除く。)					[新規]		
		ークロロフルオロカーボン(CFC) を含有するもの(ハイドロクロロ フルオロカーボン(HCFC)、ペ ルフルオロカーボン(PFC)又は ハイドロフルオロカーボン (HFC)を含有するかないかを 問わない。)、ハイドロプロモフ ルオロカーボン(HBFC)を含有 するもの、四塩化炭素を含有す るもの又は1,1,1-トリクロロエ タン(メチルクロロホルム)を含 有するもの							
3827.11	0000	ークロロフルオロカーボン (CFC)を含有するもの(ハイド ロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ペルフルオロカー ボン(PFC)又はハイドロフル オロカーボン(HFC)を含有す るかないかを問わない。)		KG					
3827.12	0006	ーハイドロプロモフルオロカー ボン(HBFC)を含有するもの		KG					
3827.13	0005	ー四塩化炭素を含有するもの		KG					
3827.14	0004	ー1,1,1-トリクロロエタン(メ チルクロロホルム)を含有する もの		KG					
3827.20	0005	ーブromokロジフルオロメタン (ハロン-1211)、ブromotリフ ルオロメタン(ハロン-1301)又 はジブromotetraフルオロエタ ン(ハロン-2402)を含有するも の		KG					

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		－ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)							
3827.31	000	1	－第2903.41号 から 第2903.48号までの物質を含有するもの						
3827.32	000	0	－その他のもの(第2903.71号から第2903.75号までの物質を含有するものに限る。)						
3827.39	000	0	－その他のもの						
3827.40	000	6	－ブロモメタン(メチルブロマイド)又はブロモクロロメタンを含有するもの						
			－トリフルオロメタン(HFC－23)又はペルフルオロカーボン(PFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)及びハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有しないものに限る。)						
3827.51	000	2	－トリフルオロメタン(HFC－23)を含有するもの						
3827.59	000	1	－その他のもの						
			－その他のハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)及びハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有しないものに限る。)						
3827.61			－1,1,1－トリフルオロエタン(HFC－143a)の含有量が全質量の15%以上のもの						
	010	2	－1,1,1－トリフルオロエタン(HFC－143a)、ペンタフルオロエタン(HFC－125)及び1,1,1,2－テトラフルオロエタン(HFC－134a)をそれぞれ52:44: 4の割合で含有するもの(R－404A)						
	020	5	－1,1,1－トリフルオロエタン(HFC－143a)及びペンタフルオロエタン(HFC－125)をそれぞれ50:50の割合で含有するもの(R－507A)						
	090	5	－その他のもの						

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3827.62	000	5	—その他のもの(第3827.61号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン(HFC—125)の含有量が全質量の55%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体(HFO)を含有しないものに限る。)						
3827.63			—その他のもの(第3827.61号のもの及び第3827.62号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン(HFC—125)の含有量が全質量の40%以上のものに限る。)						
	010	0	—ジフルオロメタン(HFC—32)及びペンタフルオロエタン(HFC—125)をそれぞれ50:50の割合で含有するもの(R—410A)						
3827.64	090	3	—その他のもの						
			—その他のもの(第3827.61号から第3827.63号までのものを除くものとし、1,1,1,2—テトラフルオロエタン(HFC—134a)の含有量が全質量の30%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体(HFO)を含有しないものに限る。)						
	010	6	—ジフルオロメタン(HFC—32)、ペンタフルオロエタン(HFC—125)及び1,1,1,2—テトラフルオロエタン(HFC—134a)をそれぞれ23:25:52の割合で含有するもの(R—407C)						
3827.65	090	2	—その他のもの						
	000	2	—その他のもの(第3827.61号から第3827.64号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン(HFC—32)の含有量が全質量の20%以上で、かつ、ペンタフルオロエタン(HFC—125)の含有量が全質量の20%以上のものに限る。)						
3827.68	000	6	—その他のもの(第3827.61号から第3827.65号までのものを除くものとし、第2903.41号から第2903.48号までの物質を含有するものに限る。)						
3827.69	000	5	—その他のもの						
3827.90	000	5	—その他のもの						
第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品注					第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品注				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1 二以上の独立した構成成分(その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第6部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。)から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の全ての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。 (a)～(c) [略]					1 二以上の独立した構成成分(その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第6部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。)から成るセットにした物品は、当該構成成分が次のすべての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。 (a)～(c) [同左]				
2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第49類に属する。ただし、第39.18項又は第39.19項の物品を除く。					2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第49類に属する。ただし、第39.18項又は第39.19項の物品を除く。				
第39類 プラスチック及びその製品					第39類 プラスチック及びその製品				
注					注				
1 [略]					1 [同左]				
2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(w) [略] (x) 第94類の物品(例えば、家具、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物) (y) 第95類の物品(例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具) (z) [略]					2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(w) [同左] (x) 第94類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物) (y) 第95類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具) (z) [同左]				
3 [略]					3 [同左]				
4 「共重合体」とは、重合体の全重量の95%以上を占める一の単量体ユニットを有しない全ての重合体をいう。 この類において共重合体(共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。)及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するコモノマーユニットのうち最大の重量を占めるコモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するコモノマーユニットは、一のものとみなしその重量を合計する。 最大の重量を占めるコモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。					4 「共重合体」とは、重合体の全重量の95%以上を占める一の単量体ユニットを有しないすべての重合体をいう。 この類において共重合体(共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。)及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するコモノマーユニットのうち最大の重量を占めるコモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するコモノマーユニットは、一のものとみなしその重量を合計する。 最大の重量を占めるコモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。				
5～11 [略]					5～11 [同左]				
号注 [略]					号注 [同左]				
39.01 ゝ 39.06 39.07		第1節 一次製品 [略]			39.01 ゝ 39.06 39.07		第1節 一次製品 [同左]		
3907.10		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)			3907.10		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)		
3907.21		[略] －その他のポリエーテル			3907.20		[同左] －その他のポリエーテル		
		－ビス(ポリオキシエチレン)メチルホスホネート				100	1	－塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールドینگパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
	100	0	－塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールドینگパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG		900	3	－その他のもの	KG

新(2022年)							旧(2021年)						
統計品目 番 号		N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位				
				I	II				I	II			
3907.29	900 2		――その他のもの		KG								
	100 6		――その他のもの		KG								
			――塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールドイングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの										
3907.30	900 1		――その他のもの		KG	3907.30							
3907.99			[略]			3907.99		[同左]					
39.08			[略]			39.08		[同左]					
39.10						39.10							
39.11			石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)			39.11		石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)					
3911.10			[略]			3911.10		[同左]					
3911.20			ーポリ(1,3-フェニレンメチルホスホン酸)					[新規]					
	100 0		――塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールドイングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		KG								
3911.90	900 2		――その他のもの		KG	3911.90		[同左]					
39.12			[略]			39.12		[同左]					
39.26			[略]			39.26		[同左]					
[略]						[同左]							
40.01			[略]			40.01		[同左]					
40.14						40.14							
40.15			衣類及び衣類附属品(手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限るものとし、用途を問わない。)			40.15		衣類及び衣類附属品(手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限るものとし、用途を問わない。)					
			ー手袋、ミトン及びミット					ー手袋、ミトン及びミット					
4015.12	000 1		[削除]	PR	KG	4015.11	000 2	――外科用のもの	PR	KG			
			ー内科用、外科用、歯科用又は獣医科用のもの					[新規]					
4015.19			[略]			4015.19		[同左]					
4015.90			[略]			4015.90		[同左]					
40.16			[略]			40.16		[同左]					
40.17			[略]			40.17		[同左]					
[略]						[同左]							
第42類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品					第42類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品						
注						注							

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1 [略]					1 [同左]				
2 この類には、次の物品を含まない。					2 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(ij) [略]					(a)～(ij) [同左]				
(k) 第94類の物品(例えば、家具及び照明器具)					(k) 第94類の物品(例えば、家具及びランプその他の照明器具)				
(l) 第95類の物品(例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具)					(l) 第95類の物品(例えば、 <u>がん具</u> 、遊戯用具及び運動用具)				
(m) [略]					(m) [同左]				
3及び4 [略]					3及び4 [同左]				
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第44類 木材及びその製品並びに木炭					第44類 木材及びその製品並びに木炭				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(n) [略]					(a)～(n) [同左]				
(o) 第94類の物品(例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物)					(o) 第94類の物品(例えば、家具、 <u>ランプその他の照明器具</u> 及びプレハブ建築物)				
(p) 第95類の物品(例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具)					(p) 第95類の物品(例えば、 <u>がん具</u> 、遊戯用具及び運動用具)				
(q)及び(r) [略]					(q)及び(r) [同左]				
2～6 [略]					2～6 [同左]				
号注					号注				
1 [略]					1 [同左]				
2 第4401.32号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物(例えば、削りくず、のこくず及びチップ)で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの(横断面の最小寸法が25ミリメートルを超え、立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。)をいう。				[新規]					
3 第4407.13号において「SPF」とは、とうひ、松及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。					[新規]				
4 第4407.14号において「ヘムファー」とは、ウェスタンヘムロック及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。					[新規]				
44.01		のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材			44.01		のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材		
		[略]					[同左]		
4401.11		[略]			4401.11		[同左]		
4401.22		一のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。)			4401.22		一のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。)		
4401.31		[略]			4401.31		[同左]		
4401.32	000 0	――木質ブリケット		MT	4401.39		[新規]		
4401.39		[略]			4401.39		[同左]		
		一のこくず及び木くず(凝結させたものを除く。)			4401.40	000	一のこくず及び木くず(凝結させたものを除く。)		MT
4401.41	000 5	――のこくず		MT					
4401.49	000 4	――その他のもの		MT					

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
44.02		木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)			44.02		木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)		
4402.10		[略]			4402.10		[同左]		
4402.20	000 3	一殻又はナットのもの		MT			[新規]		
4402.90		[略]			4402.90		[同左]		
44.03		木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)			44.03		木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)		
		[略]					[同左]		
4403.11		[略]			4403.11		[同左]		
4403.12		[略]			4403.12		[同左]		
		一その他のもの(針葉樹のものに限る。)					一その他のもの(針葉樹のものに限る。)		
4403.21	000 0	一松(マツ属のもの)のもの(横断面の最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。)		CM	4403.21	000 0	一松(マツ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)		CM
4403.22		[略]			4403.22		[同左]		
4403.23	000 5	一もみ(モミ属のもの)又はとうひ(トウヒ属のもの)のもの(横断面の最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。)		CM	4403.23	000 5	一もみ(モミ属のもの)又はとうひ(トウヒ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)		CM
4403.24		[略]			4403.24		[同左]		
4403.25		一その他のもの(横断面の最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。)			4403.25		一その他のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)		
	010 6	一スギ属のもの		CM		010 6	一スギ属のもの		CM
	020 2	一ヒノキ属のもの		CM		020 2	一ヒノキ属のもの		CM
	030 5	一カラマツ属のもの		CM		030 5	一カラマツ属のもの		CM
	090 2	一その他のもの		CM		090 2	一その他のもの		CM
4403.26		[略]			4403.26		[同左]		
		一その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)					一その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)		
4403.41		[略]			4403.41		[同左]		
4403.42	000 0	一チーク		CM			[新規]		
4403.49		[略]			4403.49		[同左]		
		一その他のもの					一その他のもの		
4403.91		[略]			4403.91		[同左]		
4403.93	000 5	一ビーチ(ブナ属のもの)のもの(横断面の最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。)		CM	4403.93	000 5	一ビーチ(ブナ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)		CM
4403.94		[略]			4403.94		[同左]		
4403.95	000 3	一かば(カバノキ属のもの)のもの(横断面の最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。)		CM	4403.95	000 3	一かば(カバノキ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)		CM
4403.96		[略]			4403.96		[同左]		
4403.99		[略]			4403.99		[同左]		
44.04		[略]			44.04		[同左]		
44.06		[略]			44.06		[同左]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
44.07		木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)			44.07		木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)		
		ー針葉樹のもの					ー針葉樹のもの		
4407.11		[略]			4407.11		[同左]		
4407.12		[略]			4407.12		[同左]		
4407.13	000 0	ーSPF(とうひ(トウヒ属のもの)、松(マツ属のもの)及びもみ(モミ属のもの))のもの		CM			[新規]		
4407.14	000 6	ーヘムファー(ウェスタンヘムロック(ツガ・ヘテロフィルラ)及びもみ(モミ属のもの))のもの		CM			[新規]		
4407.19		[略]			4407.19		[同左]		
		ー熱帯産木材のもの					ー熱帯産木材のもの		
4407.21		[略]			4407.21		[同左]		
4407.22		[略]			4407.22		[同左]		
4407.23	000 4	ーチーク		CM			[新規]		
4407.25		[略]			4407.25		[同左]		
4407.99					4407.99				
44.08		[略]			44.08		[同左]		
44.11					44.11				
44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材			44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10		[略]			4412.10		[同左]		
4412.39					4412.39		[新規]		
		ー単板積層材(LVL)							
4412.41	000 4	ー少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの	CM	KG					
4412.42	000 3	ーその他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)	CM	KG					
4412.49	000 3	ーその他のもの(いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。)	CM	KG					
		ーブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード					[新規]		
4412.51	000 1	ー少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの	CM	KG					
4412.52	000 0	ーその他のもの(少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。)	CM	KG					
4412.59	000 0	ーその他のもの(いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。)	CM	KG					
		ーその他のもの					ーその他のもの		
4412.91	000 3	ー少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの	CM	KG			[新規]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4412.92	000 2	ーその他のもの(少なくとも一の 外面の板が針葉樹以外のもの に限る。)	CM	KG			[新規]		
		[削除]			4412.94	000 0	ーブロックボード、ラミンボー ド及びバッテンボード	CM	KG
4412.99	000 2	ーその他のもの(いずれの外面の 板も針葉樹のものに限る。)	CM	KG	4412.99	000 2	ーその他のもの	CM	KG
44.13		[略]			44.13		[同左]		
44.14		木製の額縁、鏡枠その他これらに 類する縁			44.14				
4414.10	000 3	ー熱帯産木材のもの		KG	4414.00	000 6	木製の額縁、鏡枠その他これらに 類する縁		KG
4414.90	000 0	ーその他のもの		KG					
44.15		[略]			44.15		[同左]		
44.17					44.17				
44.18		木製建具及び建築用木工品(セルラ ーウッドパネル、組み合わせた床 用パネル及びこけら板を含む。)			44.18		木製建具及び建築用木工品(セルラ ーウッドパネル、組み合わせた床 用パネル及びこけら板を含む。)		
		ー窓及びフランス窓並びにこれら の枠			4418.10	000 2	ー窓及びフランス窓並びにこれら の枠	NO	KG
4418.11	000 1	ー熱帯産木材のもの	NO	KG					
4418.19	000 0	ーその他のもの	NO	KG					
		ー戸及びその枠並びに敷居			4418.20	000 6	ー戸及びその枠並びに敷居	NO	KG
4418.21	000 4	ー熱帯産木材のもの	NO	KG					
4418.29	000 4	ーその他のもの	NO	KG					
4418.30	000 3	ーくい及びはり(第4418.81号から 第4418.89号 までの 物品を 除 く。)	CM	KG			[新規]		
4418.40		[略]			4418.40		[同左]		
4418.50		[略]			4418.50		[同左]		
		[削除]			4418.60	000 1	ーくい及びはり		KG
		[略]					[同左]		
4418.73		[略]			4418.73		[同左]		
4418.79					4418.79		[同左]		
4418.81		ー構造設計用木材製品					[新規]		
		ー構造用集成材(グルラム)							
	100 3	ー竹製のもの	CM	KG					
		ーその他のもの							
	910 1	ーくい及びはり	CM	KG					
	990 4	ーその他のもの	CM	KG					
4418.82		ー直交集成板(CLT又はXーラ ム)							
	100 2	ーいずれのラミナも厚さが12 ミリメートル以上のもの	CM	KG					
	900 4	ーその他のもの	CM	KG					
4418.83		ーI型はり							
	100 1	ー竹製のもの	CM	KG					
	900 3	ーその他のもの	CM	KG					
4418.89		ーその他のもの							
	100 2	ー竹製のもの	CM	KG					
		ーその他のもの							
	910 0	ーくい及びはり	CM	KG					
	990 3	ーその他のもの	CM	KG					

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4418.91 4418.92		－その他のもの [略] －セルラーウッドパネル			4418.91		－その他のもの [同左] [新規]		
	100 6	－竹製のもの	SM	KG					
	900 1	－その他のもの	SM	KG					
4418.99	000 4	－その他のもの		KG	4418.99		－その他のもの		
						100 6	－構造用集成材		KG
						900 1	－その他のもの		KG
44.19		木製の食卓用品及び台所用品 [略]			44.19		木製の食卓用品及び台所用品 [同左]		
4419.11 ゝ		[略]			4419.11 ゝ		[同左]		
4419.19					4419.19		[新規]		
4419.20		－熱帯産木材のもの							
	010 0	－漆塗りのもの		KG					
	090 3	－その他のもの		KG					
4419.90 44.20		[略] 寄せ木し又は象眼した木材、宝石 用又は刃物用の木製の箱、ケース その他これらに類する製品及び木 製の小像その他の装飾品並びに第 94類に属しない木製の家具 －小像その他の装飾品			4419.90 44.20		[同左] 寄せ木し又は象眼した木材、宝石 用又は刃物用の木製の箱、ケース その他これらに類する製品及び木 製の小像その他の装飾品並びに第 94類に属しない木製の家具 －木製の小像その他の装飾品		
					4420.10	000 5			KG
4420.11	000 4	－熱帯産木材のもの		KG					
4420.19	000 3	－その他のもの		KG					
4420.90		[略]			4420.90		[同左]		
44.21		その他の木製品			44.21		その他の木製品		
4421.10		[略]			4421.10		[同左]		
4421.20	000 0	－棺		KG			[新規]		
		[略]					[同左]		
4421.91		[略]			4421.91		[同左]		
4421.99		[略]			4421.99		[同左]		
[略]					[同左]				
第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにか ご細工物及び枝条細工物					第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにか ご細工物及び枝条細工物				
注					注				
1 [略]					1 [同左]				
2 この類には、次の物品を含まない。					2 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(d) [略]					(a)～(d) [同左]				
(e) 第94類の物品(例えば、家具及び照明器具)					(e) 第94類の物品(例えば、家具及びランプその他の照明 器具)				
3 [略]					3 [同左]				
[略]					[同左]				
第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品					第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品				
注					注				
1 [略]					1 [同左]				
2 この類には、次の物品を含まない。					2 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(P) [略]					(a)～(p) [同左]				
(q) 第96類の物品(例えば、ボタン、生理用のナプキン(パ ッド)及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き)					(q) 第96類の物品(例えば、ボタン、生理用のナプキン(パ ッド)及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷 き)				

新(2022年)						旧(2021年)							
統計品目 番 号		N A C C S 用	品 名		単 位		統計品目 番 号		N A C C S 用	品 名		単 位	
					I	II						I	II
3及び4 [略]						3及び4 [同左]							
5 第48.02項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。 (A) 重量が1平方メートルにつき150グラム以下の紙及び板紙 (a)～(e) [略] (B) 重量が1平方メートルにつき150グラムを超える紙及び板紙 (a)～(c) [略]						5 第48.02項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。 重量が1平方メートルにつき150グラム以下の紙及び板紙にあつては、 (a)～(e) [同左] 重量が1平方メートルにつき150グラムを超える紙及び板紙にあつては、 (a)～(c) [同左]							
[略]						[同左]							
6～11 [略]						6～11 [同左]							
12 第48.14項又は第48.21項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第49類に属する。						12 第48.14項又は第48.21項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第49類に属する。							
号注 [略] [略]						号注 [同左] [同左]							
49.01			[略]			49.01			[同左]				
49.04						49.04							
49.05			地図、海図その他これらに類する図(製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。)			49.05			地図、海図その他これらに類する図(製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。)				
4905.20	000	5	—製本したもの		KG	4905.10	000	1	—地球儀、天球儀その他これらに類するもの				KG
4905.90	000	5	—その他のもの		KG				—その他のもの				
						4905.91	000	4	—製本したもの				KG
						4905.99	000	3	—その他のもの				KG
49.06			[略]			49.06			[同左]				
49.11						49.11							
第11部 繊維用繊維及びその製品						第11部 繊維用繊維及びその製品							
注						注							
1 この部には、次の物品を含まない。 (a)～(r) [略] (s) 第94類の物品(例えば、家具、寝具及び照明器具)						1 この部には、次の物品を含まない。 (a)～(r) [同左] (s) 第94類の物品(例えば、家具、寝具及びランプその他の照明器具)							
(t) 第95類の物品(例えば、玩具、遊戯用具、運動用具及びネット)						(t) 第95類の物品(例えば、がん具、遊戯用具、運動用具及びネット)							
(u) 第96類の物品(例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き)						(u) 第96類の物品(例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き)							
(v) [略]						(v) [同左]							
2～4 [略]						2～4 [同左]							
5 第52.04項、第54.01項及び第55.08項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次の全ての要件を満たすものをいう。						5 第52.04項、第54.01項及び第55.08項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のすべての要件を満たすものをいう。							

新(2022年)						旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位			
			I	II				I	II		
(a)～(c) [略] 6～14 [略]						(a)～(c) [同左] 6～14 [同左]					
15 紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの(組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは織物類と共に織り込まれているかを問わない。)は、この部の注1の物品を除くほか、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部のいずれかの項に属する。						[新規]					
号注 [略] [略]						号注 [同左] [同左]					
55.01		合成繊維の長繊維のトウ ーナイロンその他のポリアミドの もの			55.01		合成繊維の長繊維のトウ ーナイロンその他のポリアミドの もの			KG	
5501.11	000 5	ーアラミドのもの		KG							
5501.19	000 4	ーその他のもの		KG							
5501.20		[略]			5501.20		[同左]				
5501.90		[略]			5501.90		[同左]				
55.02		[略]			55.02		[同左]				
55.16					55.16						
第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品						第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品					
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(e) [略] (f) 第96.19項の生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品						注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(e) [同左] (f) 第96.19項の生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品					
2～4 [略] [略]						2～4 [同左] [同左]					
57.01		[略]			57.01		[同左]				
57.02		[略]			57.02		[同左]				
57.03		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(人工芝を含み、タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)			57.03		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)				
5703.10		[略] ーナイロンその他のポリアミド製のもの			5703.10		[同左] ーナイロンその他のポリアミド製のもの				
5703.21	000 4	ー人工芝	SM	KG	5703.20	000 5	ーナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG		
5703.29	000 3	ーその他のもの	SM	KG							
5703.31	000 1	ー人工芝	SM	KG	5703.30	000 2	ーその他の人造繊維材料製のもの	SM	KG		
5703.39	000 0	ーその他のもの	SM	KG							
5703.90		[略]			5703.90		[同左]				
57.04		[略]			57.04		[同左]				
57.05		[略]			57.05		[同左]				
[略]						[同左]					
58.01		[略]			58.01		[同左]				
58.02		テリータオル地その他のテリー織物(第58.06項の細幅織物類を除く。)及びタフテッド織物類(第57.03項の物品を除く。)			58.02		テリータオル地その他のテリー織物(第58.06項の細幅織物類を除く。)及びタフテッド織物類(第57.03項の物品を除く。)				

新(2022年)						旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位			統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		
			I	II					I	II	
5802.10	000	6	SM	KG				ーテリータオル地その他のテリー 織物(綿製のものに限る。)			
					5802.11	000	5	ー漂白してないもの	SM	KG	
5802.20		[略]			5802.19	000	4	ーその他のもの	SM	KG	
5802.30		[略]			5802.20			[同左]			
58.03		[略]			5802.30			[同左]			
ゝ					58.03						
58.11		[略]			ゝ			[同左]			
58.11					58.11						
第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品						第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品					
注						注					
1 及び 2 [略]						1 及び 2 [同左]					
3 第59.03項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせで作った物品で、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう(プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない。)						[新規]					
4 [略]						3 [同左]					
5 [略]						4 [同左]					
6 [略]						5 [同左]					
7 [略]						6 [同左]					
8 [略]						7 [同左]					
59.01					59.01			[同左]			
ゝ		[略]			ゝ						
59.10					59.10						
59.11		紡織用繊維の物品及び製品(技術的用途に供するもので、この類の注8のものに限る。)			59.11			紡織用繊維の物品及び製品(技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。)			
5911.10					5911.10						
ゝ		[略]			ゝ			[同左]			
5911.90					5911.90						
[略]					[同左]						
第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)						第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)					
注						注					
1 ～ 3 [略]						1 ～ 3 [同左]					
4 第61.05項及び第61.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートルにつき10未満である衣類を含まない。第61.05項には、袖無しの衣類を含まない。						4 第61.05項及び第61.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、すそにゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートルにつき10未満である衣類を含まない。第61.05項には、袖無しの衣類を含まない。					
「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。											
5 ～ 10 [略]						5 ～ 10 [同左]					
61.01					61.01			[同左]			
ゝ		[略]			ゝ						
61.15					61.15						

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
61.16		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.16		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6116.10	000 2	ープラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの [略]	PR	KG	6116.10	500 4	ープラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの [同左]	PR	KG
6116.91 ゝ 6116.99		[略]			6116.91 ゝ 6116.99		[同左]		
61.17		[略]			61.17		[同左]		
第62類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)					第62類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)				
注 1～3 [略]					注 1～3 [同左]				
4 第62.05項及び第62.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第62.05項には、袖無し の衣類を含まない。 「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。					[新規]				
5 [略]					4 [同左]				
6 [略]					5 [同左]				
7 [略]					6 [同左]				
8 [略]					7 [同左]				
9 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注9の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。					8 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。				
10 [略]					9 [同左]				
62.01		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第62.03項のものを除く。) [削除]			62.01		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第62.03項のものを除く。) ーオーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品		
					6201.11	000 5	ー羊毛製又は繊維毛製のもの	NO	KG
					6201.12	000 4	ー綿製のもの	NO	KG
					6201.13	000 3	ー人造繊維製のもの	NO	KG
					6201.19	000 4	ーその他の紡織用繊維製のもの ーその他のもの	NO	KG
					6201.91	000 2	ー羊毛製又は繊維毛製のもの	NO	KG
					6201.92	000 1	ー綿製のもの	NO	KG
					6201.93	000 0	ー人造繊維製のもの	NO	KG
					6201.99	000 1	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG

新(2022年)						旧(2021年)								
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位						
			I	II				I	II					
6201.20	000	3	－羊毛製又は繊維毛製のもの	NO	KG	62.02	[新規]							
6201.30	000	0	－綿製のもの	NO	KG		[新規]							
6201.40	000	4	－人造繊維製のもの	NO	KG		[新規]							
6201.90	000	3	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG		[新規]							
62.02			女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第62.04項のものを除く。) [削除]				女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第62.04項のものを除く。) －オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クローク その他これらに類する製品							
							6202.11			000	3	－羊毛製又は繊維毛製のもの	NO	KG
							6202.12			000	2	－綿製のもの	NO	KG
							6202.13			000	1	－人造繊維製のもの	NO	KG
							6202.19			000	2	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
			[削除]									－その他のもの		
							6202.91			000	0	－羊毛製又は繊維毛製のもの	NO	KG
							6202.92			000	6	－綿製のもの	NO	KG
							6202.93			000	5	－人造繊維製のもの	NO	KG
							6202.99			000	6	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
6202.20	000	1	－羊毛製又は繊維毛製のもの	NO	KG		62.03			[新規]				
6202.30	000	5	－綿製のもの	NO	KG	[新規]								
6202.40	000	2	－人造繊維製のもの	NO	KG	[新規]								
6202.90	000	1	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	[新規]								
62.03			[略]			[同左]								
62.09						62.09								
62.10			衣類(第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。)			62.10	衣類(第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。)							
6210.10			[略]			6210.10	[同左]							
6210.20	000	6	－その他の衣類(第62.01項のものと同一種類のものに限る。)	NO	KG	6210.20	000	6	－その他の衣類(第6201.11号から第6201.19号までのものと同一種類のものに限る。)	NO	KG			
6210.30	000	3	－その他の衣類(第62.02項のものと同一種類のものに限る。)	NO	KG	6210.30	000	3	－その他の衣類(第6202.11号から第6202.19号までのものと同一種類のものに限る。)	NO	KG			
6210.40			[略]			6210.40	[同左]							
6210.50			[略]			6210.50	[同左]							
62.11			[略]			62.11								
62.17			[略]			62.17	[同左]							
[略]						[同左]								
63.01			[略]			63.01 63.05 63.06	[同左]							
63.01			[略]				[同左]							
63.05														
63.06			ターポリン及び日よけ、テント(仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。)、帆(ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。))並びにキャンプ用品				ターポリン及び日よけ、テント、帆(ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。))並びにキャンプ用品							

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6306.12 6306.19		[略] [略] [略] ーテント(仮設の日よけテントその 他これに類する物品を含む。)			6306.12 6306.19		[同左] [同左] [同左] ーテント		
6306.22 ゝ 6306.90		[略]			6306.22 ゝ 6306.90		[同左]		
63.07 ゝ 63.10		[略]			63.07 ゝ 63.10		[同左]		
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品					第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(ij) [略]					(a)～(ij) [同左]				
(k) 第94類の物品(例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物)					(k) 第94類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)				
(l)～(n) [略]					(l)～(n) [同左]				
2 [略]					2 [同左]				
68.01 68.02		[略] 加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレートを含む。)製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに人工的に着色した天然石(スレートを含む。)の粒、細片及び粉			68.01 68.02		[同左] 加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレートを含む。)製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに人工的に着色した天然石(スレートを含む。)の粒、細片及び粉		
6802.10	000 1	ータイル、キューブその他これらに類する物品(長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わないものとし、最大の面を一边が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)並びに人工的に着色した粒、細片及び粉		KG	6802.10	000 1	ータイル、キューブその他これらに類する物品(長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一边が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)並びに人工的に着色した粒、細片及び粉		KG
6802.21 ゝ 6802.99		[略]			6802.21 ゝ 6802.99		[同左]		
68.03 ゝ 68.11 68.12		[略]			68.03 ゝ 68.11 68.12		[同左]		
		石綿繊維(加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品(例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガasket)。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。)					石綿繊維(加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品(例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガasket)。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。)		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6812.80		[略]			6812.80		[同左]		
6812.91		－その他のもの			6812.91		－その他のもの		
		[略]			6812.92	000 4	[同左]		
		[削除]			6812.93	000 3	－紙、厚紙及びフェルト		KG
		[削除]					－ジョイント用の圧縮した石綿		KG
							繊維(シート状又はロール状の ものに限る。)		
6812.99		[略]			6812.99		[同左]		
68.13		[略]			68.13		[同左]		
68.14		[略]			68.14		[同左]		
68.15		石その他の鉱物性材料の製品(炭素 繊維及びその製品並びに泥炭製品 を含むものとし、他の項に該当す るものを除く。)			68.15		石その他の鉱物性材料の製品(炭素 繊維及びその製品並びに泥炭製品 を含むものとし、他の項に該当す るものを除く。)		
		－炭素繊維及びその製品(電気用品 を除く。)並びにその他の黒鉛又 はその他の炭素の製品(電気用品 を除く。)			6815.10	000 3	－黒鉛その他の炭素の製品(電気用 品を除く。)		KG
6815.11	000 2	－炭素繊維		KG					
6815.12	000 1	－炭素繊維製の織物類		KG					
6815.13	000 0	－炭素繊維製のその他の製品		KG					
6815.19	000 1	－その他のもの		KG					
6815.20		[略]			6815.20		[同左]		
		－その他の製品					－その他の製品		
6815.91	000 6	－マグネサイト、 <u>マグネシア(ペ リクレースのものに限る。)</u> 、 <u>ドロマイト(ドライムのものを 含む。)</u> 又はクロマイトを含有 するもの		KG	6815.91	000 6	－マグネサイト、 <u>ドロマイト</u> 又 はクロマイトを含有するもの		KG
6815.99		[略]			6815.99		[同左]		
第69類 陶磁製品					第69類 陶磁製品				
注					注				
1 この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成 した陶磁製品のみを含む。					1 この類には、成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む ものとし、第69.04項から第69.14項までには、第69.01項 から第69.03項までに属するとみられる物品を含まない。				
(a) 第69.04項から第69.14項までには、第69.01項から第 69.03項までに属するとみられる物品を含まない。									
(b) 樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成 分の除去等を目的として、800度未満の温度で加熱され た製品は、焼成されたものとはみなされず、この類に属 しない。									
(c) 陶磁製品は、無機の非金属材料を一般に室温で調製、 成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、 粘土、けい酸質の材料(シリカフェウムを含む。)及び高融 点を有する材料(酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の 炭素等)から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が 使用される場合がある。									
2 この類には、次の物品を含まない。					2 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(h) [略]					(a)～(h) [同左]				
(ij) 第94類の物品(例えば、家具、照明器具及びプレハブ 建築物)					(ij) 第94類の物品(例えば、家具、 <u>ランプその他の照明器 具</u> 及びプレハブ建築物)				
(k)～(m) [略]					(k)～(m) [同左]				
69.01		[略]			69.01		[同左]		
69.02		[略]			69.02		[同左]		
		[略]					[同左]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
69.03		その他の陶磁製耐火製品(例えば、レトルト、るつば、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。)			69.03		その他の陶磁製耐火製品(例えば、レトルト、るつば、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや及び棒。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。)		
6903.10	000 2	一遊離炭素の含有量が全重量の50%を超えるもの		KG	6903.10	000 2	一黒鉛その他の炭素又はこれらの相互の混合物の含有量が全重量の50%を超えるもの		KG
6903.20		[略]			6903.20		[同左]		
6903.90		[略]			6903.90		[同左]		
69.04		[略]			69.04		[同左]		
ゝ					ゝ				
69.14		[略]			69.14		[同左]		
第70類 ガラス及びその製品					第70類 ガラス及びその製品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(c) [略]					(a)～(c) [同左]				
(d) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きのもので、第86類から第88類までの物品用のものに限る。)					[新規]				
(e) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きであるかないかを問わず、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵する第86類から第88類までの物品用のものに限る。)					[新規]				
(f) [略]					(d) [同左]				
(g) 第94.05項の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品(光源を据え付けたものに限る。)及びこれらの部分品					(e) 第94.05項のランプその他の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品(光源を据え付けたものに限る。)及びこれらの部分品				
(h) 第95類の玩具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品(仕掛けを有しないガラス製の眼で第95類の人形その他の物品に使用するものを除く。)					(f) 第95類のがん具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品(仕掛けを有しないガラス製の眼で第95類の人形その他の物品に使用するものを除く。)				
(ij) [略]					(g) [同左]				
2～5 [略]					2～5 [同左]				
号注					号注				
[略]					[同左]				
70.01					70.01				
7001.00	000 5	ガラスのくず(第85.49項の陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスを除く。)及び塊		KG	7001.00	000 5	ガラスのくず及び塊		KG
70.02		[略]			70.02		[同左]		
ゝ					ゝ				
70.10					70.10				
70.11		ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品(電灯その他の光源、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。)			70.11		ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品(電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。)		
7011.10		[略]			7011.10		[同左]		
ゝ					ゝ				
7011.90					7011.90				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
70.13 ゝ 70.18 70.19		[略] ガラス繊維(グラスウールを含む。)及びその製品(例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物)ー スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド並びにこれらから成るマット			70.13 ゝ 70.18 70.19		[同左] ガラス繊維(グラスウールを含む。)及びその製品(例えば、ガラス繊維の糸及び織物)ー スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド		
7019.11 7019.12		[略] [略]			7019.11 7019.12		[同左] [同左]		
7019.13	000 5	ーその他の糸及びスライバー		KG			[新規]		
7019.14	000 4	ー機械的に結合したマット		KG			[新規]		
7019.15	000 3	ー化学的に結合したマット		KG			[新規]		
7019.19	000 6	ーその他のもの		KG	7019.19		ーその他のもの		
						200 3	ー糸		KG
						900 3	ーその他のもの		KG
		[削除]					ー薄いシート(ボイル)、ウェブ、マット、マットレス、ボードその他これらに類する織つてない物品		
					7019.31	000 1	ーマット		KG
					7019.32	000 0	ー薄いシート(ボイル)		KG
					7019.39	000 0	ーその他のもの		KG
					7019.40	000 6	ーロービング製の織物		KG
							ーその他の織物		
		[削除]			7019.51	000 2	ー幅が30センチメートル以下のもの	SM	KG
		[削除]			7019.52	000 1	ー幅が30センチメートルを超えるもの(重量が1平方メートルにつき250グラム未満の平織りのもので、単糸が136テックス以下の長繊維製のものに限る。)	SM	KG
					7019.59	000 1	ーその他のもの		KG
7019.61	000 6	ー機械的に結合した織物類		KG			[新規]		
7019.62	000 5	ーロービング製の目の細かい織物		KG					
7019.63	000 4	ーロービング製のその他の織物類		KG					
7019.64	000 3	ー糸から成る目の細かい織物(平織りのものに限るものと、塗布したものと及び積層したものを除く。)		KG					
7019.65	000 2	ー糸から成る目の細かい織物(平織りのもので、かつ、塗布したものと及び積層したものに限る。)		KG					
7019.66	000 1	ー目の粗い織物(幅が30センチメートル以下のものに限る。)		KG					
7019.69	000 5	ーその他のもの		KG					
		ー化学的に結合した織物類					[新規]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
7019.71	000	3	---	KG	7019.90	[新規]	[同左]		
7019.72	000	2	---	KG					
7019.73	000	1	---	KG					
7019.80	000	1	---	KG					
7019.90		[略]							
70.20		[略]			70.20		[同左]		
[略]					[同左]				
71.01		[略]			71.01		[同左]		
71.03		[略]			71.03		[同左]		
71.04		合成又は再生の貴石及び半貴石(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)			71.04		合成又は再生の貴石及び半貴石(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)		
7104.10		[略]			7104.10		[同左]		
		一その他のもの(加工してないものの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。)			7104.20	000	3	一その他のもの(加工してないものの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。)	GR
7104.21	000	2	---	GR	7104.90	000	3	一その他のもの	GR
7104.29	000	1	---	GR					
		一その他のもの							
7104.91	000	2	---	GR					
7104.99	000	1	---	GR					
71.05		[略]			71.05		[同左]		
71.11					71.11				
71.12		貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの(第85.49項の物品を除く。)			71.12		貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの		
7112.30		[略]			7112.30		[同左]		
7112.99		[略]			7112.99		[同左]		
71.13		[略]			71.13		[同左]		
71.18		[略]			71.18		[同左]		
第15部 卑金属及びその製品					第15部 卑金属及びその製品				
注					注				
1 この部には、次の物品を含まない。					1 この部には、次の物品を含まない。				
(a)~(ij) [略]					(a)~(ij) [同左]				
(k) 第94類の物品(例えば、家具、マットレスサポート、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物)					(k) 第94類の物品(例えば、家具、マットレスサポート、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物)				
(1)~(n) [略]					(1)~(n) [同左]				
2 この表において「汎用性の部分品」とは、次の物品をいう。					2 この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。				

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(a) 第73.07項、第73.12項、第73.15項、第73.17項又は第73.18項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品(内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたもの(第90.21項参照)を除く。)				(a) 第73.07項、第73.12項、第73.15項、第73.17項又は第73.18項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品					
(b)及び(c) [略]				(b)及び(c) [同左]					
第73類から第76類まで及び第78類から第82類まで(第73.15項を除く。)において部分品には、(a)から(c)までに定める汎用性の部分品を含まない。				第73類から第76類まで及び第78類から第82類まで(第73.15項を除く。)において部分品には、(a)から(c)までに定めるはん用性の部分品を含まない。					
第二文及び第83類の注1の規定に従うことを条件として、第72類から第76類まで及び第78類から第81類までの物品には、第82類又は第83類の物品を含まない。				第二文及び第83類の注1の規定に従うことを条件として、第72類から第76類まで及び第78類から第81類までの物品には、第82類又は第83類の物品を含まない。					
3～7 [略]				3～7 [同左]					
8 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。				8 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。					
(a) 「くず」とは、次のものをいう。				(a) 「くず」とは、金属の製造又は機械的加工の際に生ずる金属くず及び破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品をいう。					
(i) 全ての金属くず									
(ii) 破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品									
(b) [略]				(b) [同左]					
9 第74類から第76類まで及び第78類から第81類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。				[新規]					
(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引拔製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。									
もつとも、第74類のワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第74.03項の銅の塊とみなす。この規定は、第81類において準用する。									
(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引拔製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。									

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。									
(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のもののうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの 長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの 板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。									
(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。									
[略]				[同左]					
[略]				[同左]					
第74類 銅及びその製品				第74類 銅及びその製品					
注				注					
1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(c) [略]				1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(c) [同左]					

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
[削除]				(d) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。 もつとも、ワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第74.03項の塊とみなす。					
[削除]				(e) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。					
[削除]				(f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。					
[削除]				(g) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第74.03項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のもののうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの 長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの 第74.09項又は第74.10項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。					

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
[削除]					(h) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかな いかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じ た一の空間を有する様な形状であり、かつ、横断面が 円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正 凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形 を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、 全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内 側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向の ものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、 穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフラ ンジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。				
号注 [略]					号注 [同左]				
74.01 く		[略]			74.01 く		[同左]		
74.18		その他の銅製品			74.18				
74.19		[削除]			74.19		その他の銅製品		
		[削除]			7419.10	000 6	ー鎖及びその部分品		KG
							ーその他のもの		
					7419.91	000 2	ー铸造、型打ち又は鍛造をした もの(更に加工したものを除 く。)		KG
					7419.99		ーその他のもの		
						100 3	ー銅製のばね		KG
						900 5	ーその他のもの		KG
7419.20	000 3	ー铸造、型打ち又は鍛造をしたも の(更に加工したものを除く。)		KG			[新規]		
7419.80		ーその他のもの					[新規]		
	100 1	ー銅製のばね		KG					
	900 3	ーその他のもの		KG					
第75類 ニッケル及びその製品 [削除]					第75類 ニッケル及びその製品 注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定め るところによる。 (a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有し、 かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛 造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円 形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横 断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が 長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変 形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が 長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のもの にあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面 が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さ が幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、铸造製品 及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他 の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミン グ又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
					(b) 「 <u>型材</u> 」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する <u>圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)</u> で、 <u>棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。</u> 型材には、 <u>鋳造製品及び焼結製品で前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。</u>				
					(c) 「 <u>線</u> 」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない <u>圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)</u> で、横断面が <u>円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)</u> のものをいうものとし、横断面が <u>長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)</u> のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。				
					(d) 「 <u>板</u> 」、「 <u>シート</u> 」、「 <u>ストリップ</u> 」及び「 <u>はく</u> 」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない <u>平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第75.02項の塊を除く。)</u> で、横断面が <u>長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)</u> のもののうち次のものをいう。 <u>長方形(正方形を含む。)</u> のもので厚さが幅の10分の1以下のもの <u>長方形(正方形を含む。)</u> 以外のもの(大きさを問わない。) <u>で他の項の物品の特性を有しないもの</u> <u>第75.06項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</u>				
					(e) 「 <u>管</u> 」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が <u>円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。</u> 管には、 <u>研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</u>				
号注					号注				
1 [略]					1 [同左]				
2 第 7508.10号において線には、第15部の注9(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6 ミリメートル以下のもの(横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。)のみを含む。					2 第 7508.10号において線には、この類の注1(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6 ミリメートル以下のもの(横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。)のみを含む。				
[略]					[同左]				

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第76類 アルミニウム及びその製品 [削除]				第76類 アルミニウム及びその製品 注					
				1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。					
				(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。					
				(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。					
				(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。					
				(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第76.01項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のもののうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの 長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの 第76.06項又は第76.07項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。					

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
				(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。					
号注 1 [略] 2 第7616.91号において線には、第15部の注9(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6 ミリメートル以下のもの(横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。)のみを含む。				号注 1 [同左] 2 第7616.91号において線には、この類の注1(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6 ミリメートル以下のもの(横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。)のみを含む。					
[略]				[同左]					
第78類 鉛及びその製品				第78類 鉛及びその製品					
[削除]				注					
				1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。 (b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。					

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第79類 [削除]					(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。				
					(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第78.01項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のもののうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの 長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの 第78.04項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。				
					(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。				
号注 [略] [略]					号注 [同左] [同左]				
第79類 亜鉛及びその製品 [削除]					第79類 亜鉛及びその製品 注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。				

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
					(a)		「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。		
					(b)		「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。		
					(c)		「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。		
					(d)		「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第79.01項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のもののうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの 長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの 第79.05項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。		

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
					(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかな いかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じ た一の空間を有する様な形状であり、かつ、横断面が 円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正 凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形 を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、 全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内 側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向の ものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、 穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフラ ンジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。				
号注					号注				
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第80類		すず及びその製品			第80類		すず及びその製品		
[削除]					注				
					1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定める ところによる。				
					(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有し、 かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛 造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円 形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横 断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が 長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変 形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が 長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のもの にあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面 が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さ が幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品 及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他 の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミン グ又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。				
					(b) 「型材」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有す る圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製 品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シ ート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当 しないものをいう。型材には、鑄造製品及び焼結製品で、 前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性 を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除 去よりも高度な加工をしたものを含む。				
					(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有し、 かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻い たものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方 形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対 する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平 行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を 含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を 含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長 を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形し た長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1 を超えるものに限る。				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
					(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第80.01項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のもののうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの 長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの (e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。				
号注 [略] [略]					号注 [同左] [同左]				
第81類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 [削除]					第81類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 号注 1 第74類の注1に規定する「棒」、「型材」、「線」、「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」の用語の定義は、この類において準用する。				
81.01		[略]			81.01		[同左]		
81.02		[略]			81.02		[同左]		
81.03		タンタル及びその製品(くずを含む。)			81.03		タンタル及びその製品(くずを含む。)		
8103.20		[略]			8103.20		[同左]		
8103.30		[略]			8103.30		[同左]		
		－その他のもの			8103.90	000 0	－その他のもの		KG
8103.91	000 6	－一るつぼ		KG					
8103.99	000 5	－その他のもの		KG					
81.04		[略]			81.04		[同左]		
81.05		[略]			81.05		[同左]		
81.06		ビスマス及びその製品(くずを含む。)			81.06				
		－ビスマスの含有量が全重量の99.99%を超えるもの		KG	8106.00	000 0	ビスマス及びその製品(くずを含む。)		KG
8106.10	000 4								
8106.90	000 1	－その他のもの		KG					
		[削除]			81.07		カドミウム及びその製品(くずを含む。)		
					8107.20	000 6	－カドミウムの塊及び粉		KG
					8107.30	000 3	－くず		KG
					8107.90	000 6	－その他のもの		KG
81.08		[略]			81.08		[同左]		
81.09		ジルコニウム及びその製品(くずを含む。)			81.09		ジルコニウム及びその製品(くずを含む。)		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8109.21	000	1			8109.20	000	2		
		ージルコニウムの塊及び粉					ージルコニウムの塊及び粉		KG
8109.29	000	0							
		ーハフニウムとジルコニウムの		KG					
		重量比が1未満対500のもの							
8109.31	000	5			8109.30	000	6		
		ーその他のもの		KG			ーくず		KG
		ーくず							
8109.39	000	4							
		ーハフニウムとジルコニウムの		KG					
		重量比が1未満対500のもの							
8109.91	000	1			8109.90	000	2		
		ーその他のもの		KG			ーその他のもの		KG
8109.99	000	0							
		ーその他のもの		KG					
81.10		[略]			81.10		[同左]		
81.11		[略]			81.11		[同左]		
81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、			81.12		ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、		
		レニウム、タリウム、カドミウム、					バナジウム、ガリウム、ハフニウム、		
		ゲルマニウム、バナジウム、ガリ					インジウム、ニオブ、レニウム及		
		ウム、インジウム及びニオブ(くず					びタリウム(くずを含む。)並びにこ		
		を含む。)並びにこれらの製品(くず					これらの製品(くずを含む。)		
		を含む。)							
8112.12		[略]					[同左]		
ゝ		[略]			8112.12		[同左]		
8112.29		[略]			ゝ		[同左]		
		ーハフニウム			8112.29		[新規]		
8112.31	000	6							
		ー塊、くず及び粉		KG					
8112.39	000	5							
		ーその他のもの		KG					
		ーレニウム					[新規]		
8112.41	000	3							
		ー塊、くず及び粉		KG					
8112.49	000	2							
		ーその他のもの		KG					
		[略]					[同左]		
8112.51		[略]			8112.51		[同左]		
ゝ		[略]			ゝ		[同左]		
8112.59		ーカドミウム			8112.59		[新規]		
		ーくず		KG					
8112.61	000	4							
		ーその他のもの		KG					
8112.69	000	3							
		[略]					[同左]		
8112.92		[略]			8112.92		[同左]		
8112.99		[略]			8112.99		[同左]		
81.13		[略]			81.13		[同左]		
[略]					[同左]				

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

- 1 [略]
- 2 機械の部分品(第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。)は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。
 - (a) [略]

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

- 1 [同左]
- 2 機械の部分品(第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。)は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。
 - (a) [同左]

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械(第84.79項又は第85.43項の機械を含む。)に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項若しくは第85.38項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17項の物品及び第85.25項から第85.28項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第85.17項に属し、第85.24項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第85.29項に属する。				(b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械(第84.79項又は第85.43項の機械を含む。)に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項若しくは第85.38項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17項の物品及び第85.25項から第85.28項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第85.17項に属する。					
(c) [略]				(c) [同左]					
3～5 [略]				3～5 [同左]					
6 (A) この表において「電気電子機器のくず」とは、電気電子機器を組み合わせたもの、印刷回路基板及び電気電子機器製品で、次のものをいう。				[新規]					
(i) 破損、切断又はその他の加工により本来の用途に用いることができなくなつたもの及び本来の用途に用いることができるよう修理することが経済的に適しないもの									
(ii) 輸送、積込み又は荷卸しの際に、個々の製品を損傷から保護するような形で梱包又は輸送されなかつたもの									
(B) 「電気電子機器のくず」及びその他のくずを混載した貨物は、第85.49項に属する。									
(C) この部には、第38類の注4の都市廃棄物を含まない。									
第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品				第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品					
注				注					
1 [略]				1 [同左]					
2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までに該当するものは、この部の注3及びこの類の注11の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。				2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。					
(A) 第84.19項には、次の物品を含まない。				(a) 発芽用機器、ふ卵器及び育苗すう器(第84.36項参照)					
(i) 発芽用機器、ふ卵器及び育苗すう器(第84.36項参照)				(b) 穀物給湿機(第84.37項参照)					
(ii) 穀物給湿機(第84.37項参照)				(c) 糖汁抽出用浸出機(第84.38項参照)					
(iii) 糖汁抽出用浸出機(第84.38項参照)				(d) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械(第84.51項参照)					
(iv) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械(第84.51項参照)				(e) 機械的作業を行う機器(理化学用のものを含む。)で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの					
(v) 機械的作業を行う機器(理化学用のものを含む。)で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの				第84.22項には、次の物品を含まない。					
(B) 第84.22項には、次の物品を含まない。				(a) 袋その他これに類する容器の封口用マシン(第84.52項参照)					
(i) 袋その他これに類する容器の封口用マシン(第84.52項参照)				(b) 第84.72項の事務用機器					
(ii) 第84.72項の事務用機器				また、第84.24項には、次の物品を含まない。					
(C) 第84.24項には、次の物品を含まない。				(a) インクジェット方式の印刷機(第84.43項参照)					
(i) インクジェット方式の印刷機(第84.43項参照)				(b) ウォータージェット切断機械(第84.56項参照)					
(ii) ウォータージェット切断機械(第84.56項参照)									
3及び4 [略]				3及び4 [同左]					
5 第84.62項において圧延製品の「スリッター工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー、スリッター及びリコイラーから成る加工工程をいう。圧延製品の「切断工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー及び剪断機から成る加工工程をいう。				[新規]					

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6 (A)～(C) [略]					5 (A)～(C) [同左]				
(D) 6 (C)の条件を満たす場合であつても、第84.71項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。					(D) 5 (C)の条件を満たす場合であつても、第84.71項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。				
(i)～(v) [略]					(i)～(v) [同左]				
(E) [略]					(E) [同左]				
7 [略]					6 [同左]				
8 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。					7 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。				
主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、この類の注2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第84.79項に属する。また、第84.79項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械(例えば、より線機及び製綱機)を含む。					主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第84.79項に属する。また、第84.79項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械(例えば、より線機及び製綱機)を含む。				
9 [略]					8 [同左]				
10 第84.85項において「積層造形」(三次元印刷とも呼ばれる。)とは、材料(例えば金属、プラスチック又はセラミック)のレイヤリング及び固形化処理によるデジタルモデルをもととした物体の形成をいう。					[新規]				
この部の注1及びこの類の注1のものを除くほか、同項に該当する機械は、同項に属するものとし、この表の他の項には該当しない。									
11 (A) 第85類の注12(a)及び(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード(LED)を含む。					9 (A) 第85類の注9(a)及び9(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード(LED)を含む。				
(B)及び(C) [略]					(B)及び(C) [同左]				
(D) 第16部の注1及び第84類の注1のものを除くほか、第84.86項に該当する機器は、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。					(D) 第16部の注1及び第84類の注1のものを除くほか、第84.86項に該当する機器は、この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。				
号注					号注				
1 [略]					1 [同左]				
2 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注6 (C)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置(例えば、キーボード及びスキャナー)及び一の出力装置(例えば、ディスプレイ及びプリンター)から成るものをいう。					2 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5 (C)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置(例えば、キーボード及びスキャナー)及び一の出力装置(例えば、ディスプレイ及びプリンター)から成るものをいう。				
3及び4 [略]					3及び4 [同左]				
84.01 ゝ		[略]			84.01 ゝ		[同左]		
84.13					84.13				
84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)並びに密閉形の生物学的安全キャビネット(フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)			84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)		
8414.10 ゝ					8414.10 ゝ				
8414.60		[略]			8414.60		[同左]		

新(2022年)						旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位			統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		
			I	II					I	II	
8414.70	000 0	一密閉形の生物学的安全キャビネ ット	NO	KG				[新規]			
8414.80		[略]			8414.80			[同左]			
8414.90		[略]			8414.90			[同左]			
84.15					84.15						
ゝ		[略]			ゝ			[同左]			
84.17					84.17						
84.18		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又 は冷凍用の機器(電気式であるかな いかを問わない。)及びヒートポン プ(第84.15項のエアコンディショ ナーを除く。)			84.18			冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又 は冷凍用の機器(電気式であるかな いかを問わない。)及びヒートポン プ(第84.15項のエアコンディショ ナーを除く。)			
8418.10		一冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外 部扉若しくは引出し又はこれら を組み合わせたものを有するも のに限る。)			8418.10			一冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外 部扉を有するものに限る。)			
	100 5	一 小売用の包装にしたもの(使用 されたものを除く。)	NO	KG		100 5		一 小売用の包装にしたもの(使用 されたものを除く。)	NO	KG	
	900 0	一 その他のもの	NO	KG		900 0		一 その他のもの	NO	KG	
		[略]						[同左]			
8418.21					8418.21						
ゝ		[略]			ゝ			[同左]			
8418.99					8418.99						
84.19		加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、 滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、 凝縮、冷却その他の温度変化によ る方法により材料を処理する機器 (理化学用のものを含み、電気加熱 式のもの(第85.14項の電気炉及び その他の機器を除く。)であるかな いかを問わないものとし、家庭用 のものを除く。)並びに瞬間湯沸器 及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを 除く。)			84.19			加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、 滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、 凝縮、冷却その他の温度変化によ る方法により材料を処理する機器 (理化学用のものを含み、電気加熱 式のもの(第85.14項の電気炉及び その他の機器を除く。)であるかな いかを問わないものとし、家庭用 のものを除く。)並びに瞬間湯沸器 及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを 除く。)			
		一瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電 気式のものを除く。)						一瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電 気式のものを除く。)			
8419.11		[略]			8419.11			[同左]			
8419.12	000 6	一 太陽熱温水器	NO	KG				[新規]			
8419.19		[略]			8419.19			[同左]			
8419.20		[略]			8419.20			[同左]			
		一乾燥機						一乾燥機			
		[削除]			8419.31	000 1		一 農産物用のもの	NO	KG	
		[削除]			8419.32	000 0		一 木材用、紙パルプ用、紙用又 は板紙用のもの	NO	KG	
8419.33	000 6	一 凍結乾燥器、凍結乾燥ユニッ ト及び噴霧乾燥器	NO	KG				[新規]			
8419.34	000 5	一 その他のもの(農産物用のもの に限る。)	NO	KG				[新規]			
8419.35	000 4	一 その他のもの(木材用、紙パル プ用、紙用又は板紙用のもの に限る。)	NO	KG				[新規]			
8419.39					8419.39						
ゝ		[略]			ゝ			[同左]			
8419.90					8419.90						
84.20		[略]			84.20			[同左]			

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
84.21		遠心分離機(遠心式脱水機を含む。) 並びに液体又は気体のろ過機及び 清浄機 [略]			84.21		遠心分離機(遠心式脱水機を含む。) 並びに液体又は気体のろ過機及び 清浄機 [同左]		
8421.11		[略]			8421.11		[同左]		
8421.29		一気体のろ過機及び清浄機 [略]			8421.29		一気体のろ過機及び清浄機 [同左]		
8421.31		一内燃機関から排出された気体 の清浄若しくはろ過用の触媒 コンバーター又は微粒子捕集 フィルター(結合してあるかな いかを問わない。)	NO	KG	8421.31		[新規]		
8421.39		[略]			8421.39		[同左]		
8421.99		[略]			8421.99		[同左]		
84.22		[略]			84.22		[同左]		
84.27		その他の持上げ用、荷扱い用、積 込み用又は荷卸し用の機械(例え ば、昇降機、エスカレーター、コ ンベヤ及びロープウェー)			84.27		その他の持上げ用、荷扱い用、積 込み用又は荷卸し用の機械(例え ば、昇降機、エスカレーター、コ ンベヤ及びロープウェー)		
8428.10		[略]			8428.10		[同左]		
8428.60		一産業用ロボット	NO	KG	8428.60		[新規]		
8428.90		[略]			8428.90		[同左]		
84.29		[略]			84.29		[同左]		
84.37		飲食料品の調製業用又は製造業用 の機械(動物性油脂、植物性油脂又 は微生物性油脂の抽出用又は調製 用の機械及びこの類の他の項に該 当するものを除く。)			84.37		飲食料品の調製業用又は製造業用 の機械(動物性又は植物性の油脂の 抽出用又は調製用の機械及びこの 類の他の項に該当するものを除 く。)		
8438.10		[略]			8438.10		[同左]		
8438.90		[略]			8438.90		[同左]		
84.39		[略]			84.39		[同左]		
84.61		鍛造機、ハンマー及び型鍛造機(圧 延機を除く。)(プレスを含むもの とし、金属加工用のものに限る。)			84.61		鍛造機、ハンマー、ダイスタンピ ングマシン、ベンディングマシン、 フォールディングマシン、ストレ ートニングマシン、フラットニン グマシン、 ^{せん} 剪断機、パンチングマシ ン及び ^{せん} ノッチングマシン(プレス を含むものとし、金属加工用のも のに限る。)		
84.62		並びにベンディングマシン、フォ ールディングマシン、ストレートニ ングマシン、フラットニングマシン、 ^{せん} 剪断機、パンチングマシン、ノッ チングマシン及びニブリングマシ ン(引抜き機を除く。)(プレス、スリ ッター工程及び切断工程を含むも のとし、金属加工用のものに限る。)			84.62		金属又は金属炭化物の加工用のも のに限る。)		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		－熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機 (プレスを含む。)及びハンマー			8462.10	000 6	－鍛造機及びダイスタンピングマ シン(プレスを含む。)並びにハン マー	NO	KG
8462.11	000 5	－密閉型鍛造機	NO	KG					
8462.19	000 4	－その他のもの	NO	KG					
		－ベンディングマシン、フォール ディングマシン、ストレートニ ングマシン及びフラットニング マシン(プレスブレーキを含む。) (圧延製品用のものに限る。)					－ベンディングマシン、フォール ディングマシン、ストレートニ ングマシン及びフラットニング マシン(プレスを含む。)		
8462.22	000 1	－形状成形機	NO	KG	8462.21	000 2	－数値制御式のもの	NO	KG
8462.23	000 0	－数値制御式のプレスブレーキ	NO	KG					
8462.24	000 6	－数値制御式のパネルベンダー	NO	KG					
8462.25	000 5	－数値制御式のロール成形機	NO	KG					
8462.26	000 4	－その他の数値制御式のベンデ ィングマシン、フォールディ ングマシン、ストレートニン グマシン及びフラットニング マシン	NO	KG					
8462.29	000 1	－その他のもの	NO	KG	8462.29	000 1	－その他のもの	NO	KG
		－スリッター機、切断機及びその 他の ^{せん} 剪断機(パンチング機能及び ^{せん} 剪断機能を組み合わせた機械並 びにプレスを除く。)(圧延製品用 のものに限る。)					－ ^{せん} 剪断機(プレスを含むものとし、 パンチング機能及び ^{せん} 剪断機能を 組み合わせた機械を除く。)		
8462.32	000 5	－スリッター機及び切断機	NO	KG	8462.31	000 6	－数値制御式のもの	NO	KG
8462.33	000 4	－数値制御式の ^{せん} 剪断機	NO	KG					
8462.39	000 5	－その他のもの	NO	KG	8462.39	000 5	－その他のもの	NO	KG
		－パンチングマシン、ノッチング マシン及びニブリングマシン(プ レスを除くものとし、パンチン グ機能及び ^{せん} 剪断機能を組み合わ せた機械を含む。)(圧延製品用 のものに限る。)					－パンチングマシン及びノッチン グマシン(パンチング機能及び ^{せん} 断機能を組み合わせた機械並び にプレスを含む。)		
8462.42	000 2	－数値制御式のもの	NO	KG	8462.41	000 3	－数値制御式のもの	NO	KG
8462.49	000 2	－その他のもの	NO	KG	8462.49	000 2	－その他のもの	NO	KG
		－炉心管、管、中空断面材及び棒 用の機械(プレスを除く。)							
8462.51	000 0	－数値制御式のもの	NO	KG					
8462.59	000 6	－その他のもの	NO	KG					
		－冷間金属加工プレス							
8462.61	000 4	－液圧プレス	NO	KG					
8462.62	000 3	－機械プレス	NO	KG					
8462.63	000 2	－サーボプレス	NO	KG					
8462.69	000 3	－その他のもの	NO	KG					
8462.90	000 3	－その他のもの	NO	KG			－その他のもの		
					8462.91	000 2	－液圧プレス	NO	KG
					8462.99	000 1	－その他のもの	NO	KG
84.63		[略]			84.63		[同左]		
84.78					84.78				
84.79					84.79				
		機械類(固有の機能を有するもの に限るものとし、この類の他の項に 該当するものを除く。)					機械類(固有の機能を有するもの に限るものとし、この類の他の項に 該当するものを除く。)		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8479.10		[略]			8479.10		[同左]		
8479.20	000 4	ー動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械	NO	KG	8479.20	000 4	ー動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	NO	KG
8479.30		[略]			8479.30		[同左]		
8479.79		ーその他の機械類			8479.79		ーその他の機械類		
8479.81		[略]			8479.81		[同左]		
8479.82		[略]			8479.82		[同左]		
8479.83	000 4	ー冷間静水圧プレス	NO	KG			[新規]		
8479.89		[略]			8479.89		[同左]		
8479.90		[略]			8479.90		[同左]		
84.80		[略]			84.80		[同左]		
84.81		[略]			84.81		[同左]		
84.82		玉軸受及びころ軸受			84.82		玉軸受及びころ軸受		
8482.10		[略]			8482.10		[同左]		
8482.30		[略]			8482.30		[同左]		
8482.40	000 6	ー針状ころ軸受(保持器と針状ころを組み合わせたものを含む。)	NO	KG	8482.40	000 6	ー針状ころ軸受	NO	KG
8482.50		ーその他の円筒ころ軸受(保持器ところを組み合わせたものを含む。)			8482.50		ーその他の円筒ころ軸受		
	100 5	ー直線運動案内	NO	KG		100 5	ー直線運動案内	NO	KG
	900 0	ーその他のもの	NO	KG		900 0	ーその他のもの	NO	KG
8482.80		[略]			8482.80		[同左]		
8482.99		[略]			8482.99		[同左]		
84.83		[略]			84.83		[同左]		
84.84		[略]			84.84		[同左]		
84.85		積層造形用の機械					[新規]		
8485.10	000 2	ーメタルデポジット方式によるもの	NO	KG					
8485.20	000 6	ープラスチックデポジット方式又はラバーデポジット方式によるもの	NO	KG					
8485.30	000 3	ープラスターデポジット方式、セメントデポジット方式、セラミックデポジット方式又はガラスデポジット方式によるもの	NO	KG					
8485.80	000 2	ーその他のもの	NO	KG					
8485.90	000 6	ー部分品							
84.86		半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84類の注11(C)の機器並びに部分品及び附属品			84.86		半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品		
8486.10		[略]			8486.10		[同左]		
8486.30		[略]			8486.30		[同左]		
8486.40	000 5	ー第84類の注11(C)の機器	NO	KG	8486.40	000 1	ー第84類の注9(C)の機器	NO	KG
8486.90		[略]			8486.90		[同左]		
84.87		[略]			84.87		[同左]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第85類		電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			第85類		電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品		
注					注				
1～4		[略]			1～4		[同左]		
5		第85.17項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能(例えば、複数のアプリケーション(サードパーティー製のものを含む。)のダウンロード及び作動の同時実行)を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話(デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。)をいう。			[新規]				
6		[略]			5		[同左]		
7		第85.24項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくともディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用のデバイス機器(他の項に属する製品に、使用前に組み込まれるよう設計されたもの)をいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がつたもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの及び伸縮可能なものを含む(ただし、これらに限定されない。)。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子(映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む。)を備えていてもよい。ただし、第85.24項には、映像信号を変換する要素(例えば、スケーラー IC、デコーダー IC又はアプリケーションプロセッサ)や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。この注7のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たっては、第85.24項は、この表の他のいずれの項にも優先する。			[新規]				
8		[略]			6		[同左]		
9		[略]			7		[同左]		
10		[略]			8		[同左]		
11		第85.39項において「発光ダイオード(LED)光源」には、次の物品を含む。 (a) 「発光ダイオード(LED)モジュール」 発光ダイオード(LED)モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード(LED)による電氣的な光源であり、他の構成部品(例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品)を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第85.36項若しくは第85.42項の物品を有する。発光ダイオード(LED)モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有するものを含まない。 (b) 「発光ダイオード(LED)ランプ」 発光ダイオード(LED)ランプは、一以上の発光ダイオード(LED)モジュールを含む電氣的な光源であり、他の構成部品(例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品)を有し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード(LED)モジュールと区別される。			[新規]				
12		第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。			9		第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。		

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(a)(i) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。 半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの(能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない。)を含む。 この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電気的信号に変換し又は電気的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるといつた固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター(個別の半導体ベースのデバイス)をいう。 半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。 次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1) 「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によつて作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう(半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電気的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る。))。 (2) 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。 (3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。 (4) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものをいう。 (5) 「半導体ベースレゾネーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。 (6) 「半導体ベースオシレーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。				(a) 「ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。					

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(ii) 「発光ダイオード(LED)」とは、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換する半導体素材をもととした半導体デバイス(互いに電氣的に結合しているかないか又は保護ダイオードと接続しているかないかを問わない。)をいう。第85.41項の発光ダイオード(LED)は、電源供給又は電源制御用の素子を自蔵していない。									
(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。									
(i)～(iii) 〔略〕									
(iv) マルチコンポーネント集積回路(MCO)(一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント(シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第85.32項、第85.33項若しくは第85.41項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第85.04項に属するインダクター)とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンパ又はパッドを通して、印刷回路基板(PCB)その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)									
この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。									
1 及び 2 〔略〕									
3(a) 「シリコンベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理現象又は化学現象を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。「物理現象又は化学現象」とは、 ^{ロウ} 圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。									
(b)～(d) 〔略〕									
この注12の物品の所属の決定に当たつては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。									
[削除]									
号注									
1 第8525.81号には、次の一以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメラレコーダーのみを含む。									
書込速度が1マイクロ秒当たり0.5ミリメートルを超えること。									
時間分解能が50ナノ秒以下であること。									
フレームレートが毎秒225,000フレームを超えること。									

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2 第8525.82号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメラレコーダーとは、高放射線環境下において作動するよう設計又は防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算で50,000グレイ(5,000,000ラド)の放射線量に耐えるよう設計されている。					[新規]				
3 第8525.83号には、暗視テレビジョンカメラ、暗視デジタルカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー(自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもので、増幅及び変換により可視像を生ずることが可能なもの)を含み、熱画像カメラ(主として第8525.89号参照)を含まない。					[新規]				
4 [略]					1 [同左]				
5 第8549.11号から第8549.19号までにおいて「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、切断、消耗その他の理由により、本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。					[新規]				
85.01		電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)			85.01		電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)		
8501.10		[略]			8501.10		[同左]		
8501.20		[略]			8501.20		[同左]		
		－その他の直流電動機及び直流発電機(光発電機を除く。)					－その他の直流電動機及び直流発電機		
8501.31		[略]			8501.31		[同左]		
8501.53		－交流発電機(光発電機を除く。)			8501.53		－交流発電機		
8501.61		[略]			8501.61		[同左]		
8501.64		－直流光発電機			8501.64		[新規]		
8501.71	000 0	－出力が50ワット以下のもの	NO	KG					
8501.72	000 6	－出力が50ワットを超えるもの	NO	KG					
8501.80	000 5	－交流光発電機	NO	KG			[新規]		
85.02		[略]			85.02		[同左]		
85.06					85.06				
85.07		蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)			85.07		蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)		
8507.10		[略]			8507.10		[同左]		
8507.30		[削除]			8507.30				
8507.50		[略]			8507.40	000 5	－ニッケル・鉄蓄電池	NO	KG
8507.90					8507.50		[同左]		
85.08		[略]			85.08		[同左]		
85.13					85.13				
85.14		工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。)及び工業用又は理化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。)			85.14		工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。)及び工業用又は理化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。)		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8514.11	000 6	ー抵抗加熱炉			8514.10	000 0	ー抵抗加熱炉	NO	KG
8514.19	000 5	ー熱間静水圧プレス	NO	KG					
8514.20		ーその他のもの	NO	KG					
		[略]			8514.20		[同左]		
8514.31	000 0	ーその他の炉			8514.30	000 1	ーその他の炉	NO	KG
8514.32	000 6	ー電子ビーム炉	NO	KG					
		ープラズマアーク炉及び真空ア	NO	KG					
		ーク炉							
8514.39	000 6	ーその他のもの	NO	KG					
8514.40		[略]			8514.40		[同左]		
8514.90		[略]			8514.90		[同左]		
85.15		[略]			85.15		[同左]		
85.16		[略]			85.16		[同左]		
85.17		電話機(スマートフォン及び携帯回			85.17		電話機(携帯回線網用その他の無線		
		線網用その他の無線回線網用のそ					回線網用の電話を含む。)及びその		
		の他の電話を含む。)及びその他の					他の機器(音声、画像その他のデー		
		機器(音声、画像その他のデータを					タを送受信するものに限るものと		
		送受信するものに限るものとし、					し、有線又は無線回線網(例えば、		
		有線又は無線回線網(例えば、ロー					カルエリアネットワーク(LAN)又		
		はワイドエリアネットワーク(WAN))					用(WAN))用の通信機器を含む。)		
		の通信機器を含む。)(第84.43項、					第85.25項、第85.27項及び第85.28		
		項及び第85.28項の送受信機器を除					く。)		
		く。)							
		ー電話機(スマートフォン及び携帯					ー電話機(携帯回線網用その他の無		
		回線網用その他の無線回線網用の					線回線網用の電話を含む。)		
		その他の電話を含む。)							
8517.11		[略]			8517.11		[同左]		
8517.13	000 5	ースマートフォン	NO				[新規]		
8517.14	000 4	ー携帯回線網用その他の無線回	NO		8517.12	000 6	ー携帯回線網用その他の無線回	NO	
		線網用のその他の電話					線網用の電話		
8517.18		[略]			8517.18		[同左]		
		[略]					[同左]		
8517.61		[略]			8517.61		[同左]		
8517.69		[略]			8517.69		[同左]		
		一部分品			8517.70	000 4	一部分品		KG
8517.71	000 3	ーアンテナ及びアンテナ反射器	KG						
		並びにこれらに使用する部分							
		品							
8517.79	000 2	ーその他のもの	KG						
85.18		[略]			85.18		[同左]		
85.19		音声の記録用又は再生用の機器			85.19		音声の記録用又は再生用の機器		
8519.20		[略]			8519.20		[同左]		
8519.30		[略]			8519.30		[同左]		
		[削除]			8519.50	000 6	ー留守番電話装置		NO
		[略]					[同左]		
8519.81		[略]			8519.81		[同左]		
8519.89		[略]			8519.89		[同左]		
85.21		[略]			85.21		[同左]		
85.23		[略]			85.23		[同左]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
85.24		フラットパネルディスプレイモジュール(タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。)					[新規]		
		ードライバ又は制御回路を有しないもの							
8524.11	000 0	ー液晶のもの	NO	KG					
8524.12	000 6	ー有機発光ダイオード(OLED)のもの	NO	KG					
8524.19	000 6	ーその他のもの	NO	KG					
		ーその他のもの							
8524.91	000 4	ー液晶のもの	NO	KG					
8524.92	000 3	ー有機発光ダイオード(OLED)のもの	NO	KG					
8524.99	000 3	ーその他のもの	NO	KG					
85.25		ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー			85.25		ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー		
8525.50		[略]			8525.50		[同左]		
8525.60		[略]			8525.60		[同左]		
		ーテレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー			8525.80	000 6	ーテレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー		NO
8525.81	000 5	ーこの類の号注1の高速度の物品	NO	KG					
8525.82	000 4	ーその他のもの(この類の号注2の耐放射線性の物品に限る。)	NO	KG					
8525.83	000 3	ーその他のもの(この類の号注3の暗視用の物品に限る。)	NO	KG					
8525.89	000 4	ーその他のもの	NO	KG					
85.26		[略]			85.26		[同左]		
85.28					85.28				
85.29		第85.24項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品			85.29		第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品		
8529.10		[略]			8529.10		[同左]		
8529.90		[略]			8529.90		[同左]		
85.30		[略]			85.30		[同左]		
85.38					85.38				
85.39		フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。)、アーク灯並びに発光ダイオード(LED)光源			85.39		フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。)、アーク灯並びに発光ダイオード(LED)ランプ		
8539.10		[略]			8539.10		[同左]		
8539.49					8539.49				
		ー発光ダイオード(LED)光源			8539.50	000 1	ー発光ダイオード(LED)ランプ	NO	KG

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8539.51	000 0	ー 発光ダイオード(LED) モジュー ール	NO	KG	8539.90 85.40 85.41		[同左] [同左] ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、発光ダイオード(LED)及び圧電結晶素子		
8539.52	000 6	ー 発光ダイオード(LED) ランプ	NO	KG					
8539.90		[略]							
85.40		[略]							
85.41		半導体デバイス(例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器)、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、発光ダイオード(LED)(他の発光ダイオード(LED)と組み合わせてあるかないかを問わない。))及び圧電結晶素子			8541.10 8541.30 8541.40		[同左] ー光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。))及び発光ダイオード(LED)		
8541.10 8541.30		[略]							
8541.41	000 6	ー 発光ダイオード(LED)	NO		100 2		ー 実装してないもの		TH
8541.42	000 5	ー 光電池(モジュール又はパネルにしてないもの)	NO		910 0		ー その他のもの		NO
8541.43	000 4	ー 光電池(モジュール又はパネルにしてあるもの)	NO		990 3		ー その他のもの		NO
8541.49	000 5	ー その他のもの	NO		8541.50	000 4	ー その他の半導体デバイス		NO
8541.51	000 3	ー 半導体ベースの変換器	NO						
8541.59	000 2	ー その他のもの	NO						
8541.60		[略]			8541.60		[同左]		
8541.90		[略]			8541.90		[同左]		
85.42		[略]			85.42		[同左]		
85.43		電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)			85.43		電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)		
8543.10 8543.30		[略]			8543.10 8543.30		[同左]		
8543.40	000 3	ー電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な気化用器具	NO				[新規]		
8543.70		[略]			8543.70		[同左]		
8543.90		[略]			8543.90		[同左]		
85.44 85.47		[略]			85.44 85.47		[同左]		
85.48					85.48		一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品(この類の他の項に該当するものを除く。)		
8548.00	000 5	機器の電気式部分品(この類の他の項に該当するものを除く。)	KG		8548.10	000 2	ー一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池		KG
					8548.90	000 6	ーその他のもの		KG

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
85.49		電気電子機器のくず ――一次電池又は蓄電池のくず並び に使用済みの一次電池及び蓄電 池					[新規]		
8549.11	000 6	――鉛蓄電池のくず及び使用済み の鉛蓄電池		KG					
8549.12	000 5	――その他のもの(鉛、カドミウム 又は水銀を含有するものに限 る。)		KG					
8549.13	000 4	――化学物質により分別されたも の(鉛、カドミウム又は水銀を 含有しないものに限る。)		KG					
8549.14	000 3	――分別されていないもの(鉛、カ ドミウム又は水銀を含有しな いものに限る。)		KG					
8549.19	000 5	――その他のもの		KG					
8549.21	000 3	――主として貴金属の回収に使用す る種類のもの		KG					
8549.29	000 2	――一次電池、蓄電池、水銀スイ ッチ、陰極線管由来のガラス その他の活性化ガラス又はカ ドミウム、水銀、鉛若しくは ポリ塩化ビフェニル(PCB)を 含有する電気電子機器部品を 含むもの		KG					
8549.31	000 0	――その他のもの ――その他の電気電子機器を組み合 わせたもの及び印刷回路基板		KG					
8549.39	000 6	――一次電池、蓄電池、水銀スイ ッチ、陰極線管由来のガラス その他の活性化ガラス又はカ ドミウム、水銀、鉛若しくは ポリ塩化ビフェニル(PCB)を 含有する電気電子機器部品を 含むもの		KG					
8549.91	000 3	――その他のもの ――一次電池、蓄電池、水銀スイ ッチ、陰極線管由来のガラス その他の活性化ガラス又はカ ドミウム、水銀、鉛若しくは ポリ塩化ビフェニル(PCB)を 含有する電気電子機器部品を 含むもの		KG					
8549.99	000 2	――その他のもの		KG					

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

注

1 [略]

2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品(この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。)を含まない。

(a)～(ij) [略]

(k) 第94.05項の照明器具

(l) [略]

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

注

1 [同左]

2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品(この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。)を含まない。

(a)～(ij) [同左]

(k) 第94.05項のランプその他の照明器具

(l) [同左]

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3～5 [略]					3～5 [同左]				
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品					第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品				
注					注				
1～4 [略]					1～4 [同左]				
号注					[新規]				
1 第 8708.22号には、次の物品のみを含む。									
(a) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きのものに限る。)									
(b) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る。)									
ただし、第87.01項から第87.05項までの自動車に専ら又は主として使用するものに限る。									
87.01		トラクター(第87.09項のトラクターを除く。)			87.01		トラクター(第87.09項のトラクターを除く。)		
8701.10		[略]			8701.10		[同左]		
		一セミトレーラー用の道路走行用トラクター			8701.20	000 1	一セミトレーラー用の道路走行用トラクター	NO	KG
8701.21	000 0	一ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したもの	NO	KG					
8701.22	000 6	一駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの	NO	KG					
8701.23	000 5	一駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの	NO	KG					
8701.24	000 4	一駆動原動機として電動機のみを搭載したもの	NO	KG					
8701.29	000 6	一その他のもの	NO	KG					
8701.30		[略]			8701.30		[同左]		
8701.95					8701.95				
87.02		10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車			87.02		10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車		
8702.10		[略]			8702.10		[同左]		
8702.20		[略]			8702.20		[同左]		
8702.30		一駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの			8702.30		一駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したもの		
	100 5	一中古のもの	NO			100 5	一中古のもの		NO
	900 0	一その他のもの	NO			900 0	一その他のもの		NO
8702.40		[略]			8702.40		[同左]		
8702.90		[略]			8702.90		[同左]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
87.03		乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)			87.03		乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)		
8703.10		[略] －その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。)			8703.10		[同左] －その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))のみを搭載したものに限る。)		
8703.21 ゝ 8703.24		[略] －その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに限る。)			8703.21 ゝ 8703.24		[同左] －その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに限る。)		
8703.31 ゝ 8703.33 8703.40		[略] －その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)			8703.31 ゝ 8703.33 8703.40		[同左] －その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)		
	100 0 900 2	－中古のもの －その他のもの －その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)	NO NO			100 0 900 2	－中古のもの －その他のもの －その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)	NO NO	
8703.50		－その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)			8703.50		－その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)		
	100 4 900 6	－中古のもの －その他のもの －その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)	NO NO			100 4 900 6	－中古のもの －その他のもの －その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)	NO NO	
8703.60		－その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)			8703.60		－その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)		
	100 1 900 3	－中古のもの －その他のもの －その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)	NO NO			100 1 900 3	－中古のもの －その他のもの －その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)	NO NO	
8703.70		－その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)			8703.70		－その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
	100 5	ー中古のもの		NO		100 5	ー中古のもの		NO
	900 0	ーその他のもの		NO		900 0	ーその他のもの		NO
8703.80		[略]			8703.80		[同左]		
8703.90		[略]			8703.90		[同左]		
87.04		貨物自動車			87.04		貨物自動車		
8704.10		[略]			8704.10		[同左]		
		ーその他のもの(ピストン式圧縮点 火内燃機関(ディーゼルエンジン 又はセミディーゼルエンジン)の みを搭載したものに限る。)					ーその他のもの(ピストン式圧縮点 火内燃機関(ディーゼルエンジン 及びセミディーゼルエンジン)を 搭載したものに限る。)		
8704.21		[略]			8704.21		[同左]		
8704.23		ーその他のもの(ピストン式火花点 火内燃機関のみを搭載したもの に限る。)			8704.23		ーその他のもの(ピストン式火花点 火内燃機関を搭載したものに限 る。)		
8704.31		[略]			8704.31		[同左]		
8704.32		[略]			8704.32		[同左]		
		ーその他のもの(駆動原動機として ピストン式圧縮点火内燃機関(デ ィーゼルエンジン又はセミディ ーゼルエンジン)及び電動機を搭 載したものに限る。)					[新規]		
8704.41		ー車両総重量が5トン以下のも の							
	100 4	ーノックダウンのもの		ST					
		ーその他のもの							
		ーシリンダー容積が2,000 立方センチメートル以下 のもの							
	915 0	ー中古のもの		NO					
	919 4	ーその他のもの		NO					
		ーシリンダー容積が2,000 立方センチメートルを超 えるもの							
	925 3	ー中古のもの		NO					
	929 0	ーその他のもの		NO					
8704.42		ー車両総重量が5トンを超え20 トン以下のもの							
	100 3	ーノックダウンのもの		ST					
		ーその他のもの							
		ーシリンダー容積が4,500 立方センチメートル以下 のもの							
	915 6	ー中古のもの		NO					
	919 3	ーその他のもの		NO					
		ーシリンダー容積が4,500 立方センチメートルを超 えるもの							
	925 2	ー中古のもの		NO					
	929 6	ーその他のもの		NO					
8704.43		ー車両総重量が20トンを超える もの							
	100 2	ーノックダウンのもの		ST					

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8704.51	910 0	-----その他のもの		NO			[新規]		
	920 3	-----中古のもの		NO					
		-----その他のもの		NO					
		一その他のもの(駆動原動機として ピストン式火花点火内燃機関及 び電動機を搭載したものに限 る。)							
		---車両総重量が5トン以下のも の							
	100 1	-----ノックダウンのもの		ST					
		-----その他のもの							
		-----シリンダー容積が2,000 立方センチメートル以下 のもの							
	915 4	-----中古のもの		NO					
	919 1	-----その他のもの		NO					
8704.52		-----シリンダー容積が2,000 立方センチメートルを超 えるもの					[新規]		
	925 0	-----中古のもの		NO					
	929 4	-----その他のもの		NO					
		---車両総重量が5トンを超える もの							
		---シリンダー容積が4,500立 方センチメートル以下のも の							
	915 3	-----中古のもの		NO					
	919 0	-----その他のもの		NO					
		---シリンダー容積が4,500立 方センチメートルを超える もの							
	925 6	-----中古のもの		NO					
	929 3	-----その他のもの		NO					
8704.60		一その他のもの(駆動原動機として 電動機のみを搭載したものに限 る。)					[新規]		
8704.90	100 6	---中古のもの		NO	8704.90		[同左]		
87.05	900 1	---その他のもの		NO	87.05		[同左]		
87.07		[略]			87.07		[同左]		
87.08		部分品及び附属品(第87.01項から 第87.05項までの自動車のものに 限る。)			87.08		部分品及び附属品(第87.01項から 第87.05項までの自動車のものに 限る。)		
8708.10		[略]			8708.10		[同左]		
		一車体(運転室を含む。)のその他の 部分品及び附属品					一車体(運転室を含む。)のその他の 部分品及び附属品		
8708.21		[略]			8708.21		[同左]		
8708.22	000 6	---この類の号注1のフロントガ ラス(風防)、後部の窓及びそ 他の窓		KG			[新規]		
8708.29		[略]			8708.29		[同左]		
8708.99					8708.99				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
87.09		[略]			87.09		[同左]		
87.10		[略]			87.10		[同左]		
87.11		モーターサイクル(モペットを含む ものとし、サイドカー付きである かないかを問わない。)、補助原動 機付きの自転車(サイドカー付きで あるかないかを問わない。)及びサ イドカー			87.11		モーターサイクル(モペットを含む ものとし、サイドカー付きである かないかを問わない。)、補助原動 機付きの自転車(サイドカー付きで あるかないかを問わない。)及びサ イドカー		
8711.10		ーシリンダー容積が50立方センチ メートル以下のピストン式内燃 機関付きのもの			8711.10		ーシリンダー容積が50立方センチ メートル以下のピストン式内燃 機関(往復動機関に限る。)付きの もの		
	910 5	ー中古のもの		NO		910 5	ー中古のもの		NO
	920 1	ーその他のもの		NO		920 1	ーその他のもの		NO
8711.20		ーシリンダー容積が50立方センチ メートルを超え250立方センチ メートル以下のピストン式内燃 機関付きのもの			8711.20		ーシリンダー容積が50立方センチ メートルを超え250立方センチ メートル以下のピストン式内燃 機関(往復動機関に限る。)付きの もの		
	100 4	ーノックダウンのもの		ST		100 4	ーノックダウンのもの		ST
		ーその他のもの					ーその他のもの		
	910 2	ー中古のもの		NO		910 2	ー中古のもの		NO
	920 5	ーその他のもの		NO		920 5	ーその他のもの		NO
8711.30		ーシリンダー容積が250立方セン チメートルを超え500立方セン チメートル以下のピストン式内 燃機関付きのもの			8711.30		ーシリンダー容積が250立方セン チメートルを超え500立方セン チメートル以下のピストン式内 燃機関(往復動機関に限る。)付き のもの		
	100 1	ーノックダウンのもの		ST		100 1	ーノックダウンのもの		ST
		ーその他のもの					ーその他のもの		
	910 6	ー中古のもの		NO		910 6	ー中古のもの		NO
	920 2	ーその他のもの		NO		920 2	ーその他のもの		NO
8711.40		ーシリンダー容積が500立方セン チメートルを超え800立方セン チメートル以下のピストン式内 燃機関付きのもの			8711.40		ーシリンダー容積が500立方セン チメートルを超え800立方セン チメートル以下のピストン式内 燃機関(往復動機関に限る。)付き のもの		
	100 5	ーノックダウンのもの		ST		100 5	ーノックダウンのもの		ST
		ーその他のもの					ーその他のもの		
	910 3	ー中古のもの		NO		910 3	ー中古のもの		NO
	920 6	ーその他のもの		NO		920 6	ーその他のもの		NO
8711.50		ーシリンダー容積が800立方セン チメートルを超えるピストン式 内燃機関付きのもの			8711.50		ーシリンダー容積が800立方セン チメートルを超えるピストン式 内燃機関(往復動機関に限る。)付 きのもの		
	100 2	ーノックダウンのもの		ST		100 2	ーノックダウンのもの		ST
		ーその他のもの					ーその他のもの		
	910 0	ー中古のもの		NO		910 0	ー中古のもの		NO
	920 3	ーその他のもの		NO		920 3	ーその他のもの		NO
8711.60		[略]			8711.60		[同左]		
8711.90		[略]			8711.90		[同左]		
87.12		[略]			87.12		[同左]		
ゝ					ゝ				
87.16					87.16				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品					第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品				
注					[新規]				
1 この類において、「無人航空機」とは、第88.01項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。					号注 1 [同左] [新規]				
ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない(第95.03項参照)。									
号注									
1 [略]									
2 第8806.21号から第8806.24号まで及び第8806.91号から第8806.94号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値(積載物、装置及び燃料の重量を含む。)をいう。									
88.01		[略]			88.01		[同左]		
88.02		その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機。第88.06項の無人航空機を除く。)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット			88.02		その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット		
8802.11		[略]					[同左]		
8802.60		[略]			8802.11		[同左]		
		[削除]			8802.60				
					88.03		部分品(第88.01項又は第88.02項の物品のものに限る。)		
					8803.10	000 3	ープロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品		KG
					8803.20	000 0	ー着陸装置及びその部分品		KG
					8803.30	000 4	ー飛行機又はヘリコプターのその他の部分品		KG
					8803.90	000 0	ーその他のもの		KG
88.04		[略]			88.04		[同左]		
88.05		[略]			88.05		[同左]		
88.06		無人航空機					[新規]		
8806.10	000 4	ー旅客の輸送用に設計したもの	NO	KG					
		ーその他のもの(遠隔制御飛行専用のものに限る。)							
8806.21	000 0	ー最大離陸重量が250グラム以下のもの	NO	KG					
8806.22	000 6	ー最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの	NO	KG					
8806.23	000 5	ー最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの	NO	KG					
8806.24	000 4	ー最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの	NO	KG					
8806.29	000 6	ーその他のもの	NO	KG					
		ーその他のもの							

新(2022年)						旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位			統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		
			I	II					I	II	
8806.91	000	0	ー最大離陸重量が250グラム以下のも	NO	KG						
8806.92	000	6	ー最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの	NO	KG						
8806.93	000	5	ー最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの	NO	KG						
8806.94	000	4	ー最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの	NO	KG						
8806.99	000	6	ーその他のもの	NO	KG						
88.07			部分品(第88.01項、第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。)					[新規]			
8807.10	000	2	ープロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品		KG						
8807.20	000	6	ー着陸装置及びその部分品		KG						
8807.30	000	3	ー飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品		KG						
8807.90	000	6	ーその他のもの		KG						
[略]						[同左]					
89.01			[略]			89.01		[同左]			
89.02			[略]			89.02		[同左]			
89.03			ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫓船及びカメラ			89.03		ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫓船及びカメラ			
			ー膨張式のボート(複合艇を含む。)					ー膨張式のもの	NO	KG	
8903.11	000	5	ー原動機を除いた自重が100キログラム以下のもの(原動機付きのもの及び原動機を取り付けるように設計したものに限る。)	NO	KG	8903.10	000	6			
8903.12	000	4	ー原動機を除いた自重が100キログラム以下のもの(原動機とともに使用するように設計されていないものに限る。)	NO	KG						
8903.19	000	4	ーその他のもの	NO	KG						
			ーセールボート(補助原動機付きであるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。)					[新規]			
8903.21	000	2	ー長さが7.5メートル以下のもの	NO	KG						
8903.22	000	1	ー長さが7.5メートルを超え24メートル以下のもの	NO	KG						
8903.23	000	0	ー長さが24メートルを超えるもの	NO	KG						
			ーモーターボート(船外機付きのもの及び膨張式のものを除く。)					[新規]			
8903.31	000	6	ー長さが7.5メートル以下のもの	NO	KG						
8903.32	000	5	ー長さが7.5メートルを超え24メートル以下のもの	NO	KG						
8903.33	000		ー長さが24メートルを超えるもの	NO	KG						
			ーその他のもの								
			[削除]			8903.91	000	2	ーセールボート(補助原動機付きであるかないかを問わない。)	NO	KG
			[削除]			8903.92	000	1	ーモーターボート(船外機付きのものを除く。)	NO	KG

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8903.93	000	0	—長さ7.5メートル以下のもの	NO	KG		[新規]		
8903.99			[略]				[同左]		
89.04			[略]				[同左]		
89.08			[略]				[同左]		
[略]					[同左]				
第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品					第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(e) [略]					(a)～(e) [同左]				
(f) 第15部の注2の卑金属製の汎用性の部分品(第15部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第39類参照)。ただし、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたものは、第90.21項に属する。					(f) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(第15部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第39類参照)				
(g)～(n) [略]					(g)～(n) [同左]				
2～7 [略]					2～7 [同左]				
90.01			[略]				[同左]		
90.05			[略]				[同左]		
90.06			写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)				写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)		
9006.30			[略]				[同左]		
9006.40			[略]				[同左]		
			—その他の写真機				—その他の写真機		
			[削除]				9006.51	000	4
							—一眼レフレックスのもの(幅が35ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。)		NO
			[削除]				9006.52	000	3
							—その他のもの(幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。)		NO
9006.53	000	2	—幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するもの	NO			9006.53	000	2
							—その他のもの(幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。)		NO
9006.59			[略]				9006.59		
9006.99			[略]				[同左]		
90.07			[略]				[同左]		
90.12			[略]				[同左]		
90.13			レーザー(レーザーダイオードを除く。)及びその他の光学機器(この類の他の項に該当するものを除く。)				90.13		
							液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当するものを除く。)、レーザー(レーザーダイオードを除く。)及びその他の光学機器(この類の他の項に該当するものを除く。)		
9013.10			[略]				9013.10		
9013.90			[略]				[同左]		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
90.14 }		[略]			90.14 }		[同左]		
90.21		エックス線、アルファ線、ベータ線、 ガンマ線その他の電離放射線を使用 する機器(放射線写真用又は放射 線療法用のものを含むものとし、 医療用又は獣医用のものであるか ないかを問わない。)、高電圧発生 機、制御盤、スクリーン並びに検 査用又は処置用の机、椅子その他 これらに類する物品及びエックス 線管その他のエックス線の発生機			90.21		エックス線、アルファ線、ベータ 線又はガンマ線を使用する機器(放 射線写真用又は放射線療法用のも のを含むものとし、医療用又は獣 医用のものであるかないかを問わ ない。)、高電圧発生機、制御盤、 スクリーン並びに検査用又は処置 用の机、 <u>いす</u> その他これらに類す る物品及びエックス線管その他の エックス線の発生機		
90.22					90.22				
9022.12 }		[略]			9022.12 }		[同左]		
9022.19		ーアルファ線、ベータ線、ガンマ 線その他の電離放射線を使用す る機器(放射線写真用又は放射線 療法用のものを含むものとし、 医療用又は獣医用のものである かないかを問わない。)			9022.19		ーアルファ線、ベータ線又はガン マ線を使用する機器(放射線写真 用又は放射線療法用のものを含 むものとし、医療用又は獣医用 のものであるかないかを問わな い。)		
9022.21 }					9022.21 }				
9022.90		[略]			9022.90		[同左]		
90.23 }		[略]			90.23 }		[同左]		
90.26		物理分析用又は化学分析用の機器 (例えば、偏光計、屈折計、分光計 及びガス又は煙の分析機器)、粘度、 多孔度、膨張、表面張力その他こ れらに類する性質の測定用又は検 査用の機器、熱、音又は光の量の 測定用又は検査用の機器(露出計を 含む。)及びマイクローム			90.26		物理分析用又は化学分析用の機器 (例えば、偏光計、屈折計、分光計 及びガス又は煙の分析機器)、粘度、 多孔度、膨脹、表面張力その他こ れらに類する性質の測定用又は検 査用の機器、熱、音又は光の量の 測定用又は検査用の機器(露出計を 含む。)及びマイクローム		
90.27					90.27				
9027.10 }		[略]			9027.10 }		[同左]		
9027.50		ーその他の機器			9027.50		ーその他の機器		
9027.81	000 2	ー質量分析計	NO	KG	9027.80		ー電気式のもの		
9027.89		ーその他のもの				110 1	ー分析機器	NO	KG
	100 3	ー分析機器	NO	KG		190 4	ーその他のもの	NO	KG
	900 5	ーその他のもの	NO	KG		900 0	ーその他のもの	NO	KG
9027.90		[略]			9027.90		[同左]		
90.28		[略]			90.28		[同左]		
90.29		[略]			90.29		[同左]		
90.30		オシロスコープ、スペクトラムア ナライザーその他の電氣的量の測 定用又は検査用の機器(第90.28項 の計器を除く。)及びアルファ線、 ベータ線、ガンマ線、エックス線、 宇宙線その他の電離放射線の測定 用又は検出用の機器			90.30		オシロスコープ、スペクトラムア ナライザーその他の電氣的量の測 定用又は検査用の機器(第90.28項 の計器を除く。)及びアルファ線、 ベータ線、ガンマ線、エックス線、 宇宙線その他の電離放射線の測定 用又は検出用の機器		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
9030.10 9030.20		[略] [略] －電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器(半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。)			9030.10 9030.20		[同左] [同左] －電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器		
9030.31 ゝ 9030.40		[略] －その他の機器			9030.31 ゝ 9030.40		[同左] －その他の機器		
9030.82		－半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器(集積回路を含む。)			9030.82		－半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器		
	100 4	－特性測定器		NO		100 4	－特性測定器		NO
	900 6	－その他のもの		NO		900 6	－その他のもの		NO
9030.84 ゝ 9030.90		[略]			9030.84 ゝ 9030.90		[同左]		
90.31		測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当するものを除く。)及び輪郭投影機			90.31		測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当するものを除く。)及び輪郭投影機		
9031.10 9031.20		[略] [略] －その他の光学式機器			9031.10 9031.20		[同左] [同左] －その他の光学式機器		
9031.41	000 6	－半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル(半導体デバイス(集積回路を含む。)の製造に使用するものに限る。)の検査用の機器		NO	9031.41	000 6	－半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル(半導体デバイスの製造に使用するものに限る。)の検査用の機器		NO
9031.49 ゝ 9031.90		[略]			9031.49 ゝ 9031.90		[同左]		
90.32		[略]			90.32		[同左]		
90.33		[略]			90.33		[同左]		
[略]					[同左]				
91.01 ゝ 91.13 91.14		[略] その他の時計の部分品 [削除]			91.01 ゝ 91.13 91.14		[同左] その他の時計の部分品		
9114.30 ゝ 9114.90		[略]			9114.10 9114.30 ゝ 9114.90	000 4	－ばね(ひげぜんまいを含む。)		KG
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物					第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(e) [略] (f) 第85類のランプ又は光源及びこれらの部分品 (g)～(k) [略] (l) 家具及び照明器具(玩具であるものに限る。第95.03項参照)、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具(第95.04項参照)、装飾品(例えば、ちようちん、ストリングライトを除く。第95.05項参照)並びに奇術用家具(第95.05項参照) (m) [略]					1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(e) [同左] (f) 第85類のランプその他の照明器具 (g)～(k) [同左] (l) 家具及びランプその他の照明器具(がん具であるものに限る。第95.03項参照)、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具(第95.04項参照)、装飾品(例えば、ちようちん。電気花飾りを除く。第95.05項参照)並びに奇術用家具(第95.05項参照) (m) [同左]				
2 及び 3 [略]					2 及び 3 [同左]				
4 第94.06項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物(例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物)をいう。 プレハブ建築物には、鋼製の「モジュール式の建築ユニット」で、通常、標準的な輸送用コンテナの寸法及び形状で提示されるものを含む(あらかじめ内部を実質的又は完全に作り付けたものに限る。)。通常、このモジュール式の建築ユニットは、組み合わせて恒久的な建築物を構成するように設計されている。					4 第94.06項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物(例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物)をいう。				
94.01		腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品			94.01		腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品		
9401.10		[略]			9401.10		[同左]		
9401.20		[略]			9401.20		[同左]		
		一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)			9401.30	000 5	一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)	NO	KG
9401.31	000 4	ー木製のもの	NO	KG					
9401.39	000 3	ーその他のもの	NO	KG					
		一腰掛け(寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用のもの及びキャンプ装具用のものを除く。)			9401.40	000 2	一腰掛け(寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。)	NO	KG
9401.41	000 1	ー木製のもの	NO	KG					
9401.49	000 0	ーその他のもの	NO	KG					
		[略]					[同左]		
9401.52		[略]			9401.52		[同左]		
9401.80		一部分品			9401.80				
9401.91	000 0	ー木製のもの		KG	9401.90	000 1	一部分品		KG
9401.99	000 6	ーその他のもの		KG					
94.02		[略]			94.02		4 [同左]		
94.03		その他の家具及びその部分品			94.03		その他の家具及びその部分品		
9403.10		[略]			9403.10		[同左]		
9403.89		一部分品			9403.89				
		一部分品			9403.90	000	一部分品		KG
9403.91	000 3	ー木製のもの		KG					
9403.99	000 2	ーその他のもの		KG					

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
94.04		寝具その他これに類する物品(例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。)及びマットレスサポート			94.04		寝具その他これに類する物品(例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。)及びマットレスサポート		
9404.10 ゝ 9404.30 9404.40	000 3	[略] ー布団、ベッドスプレッド及び羽根布団(コンフォーター)	NO	KG	9404.10 ゝ 9404.30		[同左] [新規]		
9404.90 94.05		[略] 照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)			9404.90 94.05		[同左] ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)		
		ーシャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式の照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。)			9405.10	000 3	ーシャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。)		KG
9405.11	000 2	ー発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたもの		KG					
9405.19	000 1	ーその他のもの		KG					
		ー卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式の照明器具			9405.20	000 0	ー卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ		KG
9405.21	000 6	ー発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたもの		KG					
9405.29	000 5	ーその他のもの		KG					
		ークリスマスツリーに使用する種類のストリングライト			9405.30	000 4	ークリスマスツリーに使用する種類の照明セット	DZ	KG
9405.31	000 3	ー発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたもの	DZ	KG					
9405.39	000 2	ーその他のもの	DZ	KG					
9405.41		ーその他の電気式の照明器具		KG	9405.40		ー電気式のランプその他の照明器具(他の号に該当するものを除く。)		
		ー光発電性のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。)			200 5		ー卑金属製のもの		KG
	100 2	ー卑金属製のもの		KG	900 5		ーその他のもの		KG
9405.42	900 4	ーその他のもの		KG					
		ーその他のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。)							

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
9405.49	100 1	――卑金属製のもの		KG					
	900 3	――その他のもの		KG					
		――その他のもの							
9405.50	100 1	――卑金属製のもの		KG					
	900 3	――その他のもの		KG					
	000 5	―非電気式の照明器具		KG	9405.50	000 5	―非電気式のランプその他の照明器具		KG
9405.61		―イルミネーションサイン、発光 ネームプレートその他これらに 類する物品			9405.60	000 2	―イルミネーションサイン、発光 ネームプレートその他これらに 類する物品		KG
	000 1	――発光ダイオード(LED)光源と ともに専ら使用するように設 計されたもの		KG					
		――その他のもの							
9405.69	000 0	[略]		KG			[同左]		
9405.91		[略]			9405.91		[同左]		
9405.99					9405.99				
94.06		プレハブ建築物			94.06		プレハブ建築物		
9406.10		[略]			9406.10		[同左]		
9406.20	000	―鋼製のモジュール式建築ユニッ ト		KG			[新規]		
9406.90		[略]			9406.90		[同左]		

第95類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 (a)～(o) [略]
 (p) 無人航空機(第88.06項参照)
 (q) [略]
 (r) [略]
 (s) [略]
 (t) [略]
 (u) ストリングライト(第94.05項参照)
 (v) [略]
 (w) [略]
 (x) [略]

2 及び 3 [略]

4 この類の注 1 のものを除くほか、第95.03項には、同項の物品と一以上の物品(輸出統計品目表の解釈に関する通則 3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。)とを組み合わせたものを含む(小売用にしたもの及び玩具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。)

5 [略]

6 第95.08項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された走路(水路を含む。)を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーターパーク又は催事会場の中で組み合わせられたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。

第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 (a)～(o) [同左]
 [新規]
 (p) [同左]
 (q) [同左]
 (r) [同左]
 (s) [同左]
 (t) 電気花飾り(第94.05項参照)
 (u) [同左]
 (v) [同左]
 (w) [同左]

2 及び 3 [同左]

4 この類の注 1 のものを除くほか、第95.03項には、この項の物品と一以上の物品(輸出統計品目表の解釈に関する通則 3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。)とを組み合わせたものを含む(小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。)

5 [同左]

[新規]

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(b) 「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の区画によつて特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含む。									
(c) 「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含み、第95.04項の装置を含まない。									
この項には、この表の他の項に該当する装置を含まない。									
号注 [略]					号注 [同左]				
95.03		[略]			95.03		[同左]		
95.04		ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。)並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械			95.04		ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。)		
9504.20		[略]			9504.20		[同左]		
9504.90		[略]			9504.90		[同左]		
95.05		[略]			95.05		[同左]		
95.07		巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備(射的場を含む。)並びに巡回劇場の設備			95.07		回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備		
95.08					95.08				
9508.10	000 0	ー巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備		KG	9508.10	000 0	ー巡回サーカス又は巡回動物園のもの		KG
		ー遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備					[新規]		
9508.21	000 3	ージェットコースター		KG					
9508.22	000 2	ー回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物		KG					
9508.23	000 1	ーダッジム車		KG					
9508.24	000 0	ー運動シミュレーター及び体験型劇場の設備		KG					
9508.25	000 6	ーウォーターライド		KG					
9508.26	000 5	ーウォーターパークの娯楽設備		KG					
9508.29	000 2	ーその他のもの		KG					
9508.30	000 1	ー興行用設備		KG			[新規]		
9508.40	000 5	ー巡回劇場の設備		KG			[新規]		
		[削除]			9508.90	000 4	ーその他のもの		KG
第96類 雑品					第96類 雑品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(ij) [略]					(a)～(ij) [同左]				
(k) 第94類の物品(例えば、家具及び照明器具)					(k) 第94類の物品(例えば、家具及びランプその他の照明器具)				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(1)及び(m) [略]					(1)及び(m) [同左]				
2～4 [略]					2～4 [同左]				
96.01 }		[略]			96.01 }		[同左]		
96.08					96.08				
96.09		鉛筆(第96.08項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テールースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク			96.09		鉛筆(第96.08項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テールースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク		
9609.10		ー鉛筆及びクレヨン(さやの中に芯を入れたものに限る。)			9609.10		ー鉛筆及びクレヨン(硬いさやの中にしんを入れたものに限る。)		
	100 3	ー黒芯のもの		KG		100 3	ー黒しんのもの		KG
	900 5	ーその他のもの		KG		900 5	ーその他のもの		KG
9609.20	000 5	ー鉛筆の芯(色を問わない。)		KG	9609.20	000 5	ー鉛筆のしん(色を問わない。)		KG
9609.90		[略]			9609.90		[同左]		
96.10 }		[略]			96.10 }		[同左]		
96.16					96.16				
96.17					96.17				
9617.00	000 2	魔法瓶その他の真空容器及びその部分品(ガラス製の内部容器を除く。)		KG	9617.00	000 2	魔法瓶その他の真空容器(ケース入りのものに限る。)及びその部分品(ガラス製の内部容器を除く。)		KG
96.18		[略]			96.18		[同左]		
96.19					96.19				
9619.00	000 5	生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品(材料を問わない。)	NO	KG	9619.00	000 5	生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品(材料を問わない。)	NO	KG
96.20		[略]			96.20		[同左]		
[略]					[同左]				
第97類 美術品、収集品及びこつとう					第97類 美術品、収集品及びこつとう				
注					注				
1 [略]					1 [同左]				
2 第97.01項には、芸術家がデザインし又は創作した場合であつても、通常の職人技術により大量生産された複製品、 <u>鑄造物及び製作品で、商業的性格を有するモザイクを含まない。</u>					[新規]				
3 [略]					2 [同左]				
4 [略]					3 [同左]				
5 (A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1 から4までに定める場合を除くほか、 <u>全</u> てこの類に属する。					4 (A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1 から3までに定める場合を除くほか、 <u>す</u> べてこの類に属する。				
(B) [略]					(B) [同左]				
6 書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注6の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。					5 書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注5の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
97.01		書画(肉筆のものに限るものとし、 手作業で描き又は装飾した加工物 及び第49.06項の図案を除く。)並 びにコラージュ及びモザイクその 他これらに類する装飾板 ―製作後100年を超えたもの			97.01		書画(肉筆のものに限るものとし、 手作業で描き又は装飾した加工物 及び第49.06項の図案を除く。)及 びコラージュその他これに類する 装飾板 ―書画 ―その他のもの	NO	KG KG
9701.21	000 2	―書画	NO	KG	9701.10	000 6			
9701.22	000 1	―モザイク		KG	9701.90	000 3			
9701.29	000 1	―その他のもの		KG					
		―その他のもの							
9701.91	000 2	―書画	NO	KG					
9701.92	000 1	―モザイク		KG					
9701.99	000 1	―その他のもの		KG					
97.02		銅版画、木版画、石版画その他の 版画			97.02				
9702.10	000 4	―製作後100年を超えたもの	NO	KG	9702.00	000 0	銅版画、木版画、石版画その他の 版画	NO	KG
9702.90	000 1	―その他のもの	NO	KG					
97.03		彫刻、塑像、铸件その他これらに 類する物品(材料を問わない。)			97.03				
9703.10	000 2	―製作後100年を超えたもの	NO	KG	9703.00	000 5	彫刻、塑像、铸件その他これらに 類する物品(材料を問わない。)	NO	KG
9703.90	000 6	―その他のもの	NO	KG					
97.04		[略]			97.04		[同左]		
97.05		収集品及び標本(考古学、民族学、 史学、動物学、植物学、鉱物学、 解剖学、古生物学又は古銭に関す るものに限る。)			97.05				
9705.10	000 5	―収集品及び標本(考古学、民族学 又は史学に関するものに限る。)		KG	9705.00	000 1	収集品及び標本(動物学、植物学、 鉱物学、解剖学、史学、考古学、 古生物学、民族学又は古銭に関す るものに限る。)		KG
		―収集品及び標本(動物学、植物学、 鉱物学、解剖学又は古生物学に 関するものに限る。)							
9705.21	000 1	―人体の標本及びその部分品		KG					
9705.22	000 0	―絶滅種又は絶滅危惧種のもの 及びこれらの部分品		KG					
9705.29	000 0	―その他のもの		KG					
		―収集品及び標本(古銭に関するも のに限る。)							
9705.31	000 5	―製作後100年を超えたもの		KG					
9705.39	000 4	―その他のもの		KG					
97.06		こつとう(製作後100年を超えたも のに限る。)			97.06				
9706.10	000 3	―製作後250年を超えたもの		KG	9706.00	000 6	こつとう(製作後100年を超えたも のに限る。)		KG
9706.90	000 0	―その他のもの		KG					